

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 26 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 26 年 12 月 11 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 115 号 有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について

日程第 3 議案第 116 号 平成 26 年度 平成 26 年災第 2 号町道田口千葉山線道路災害復旧工事の請負契約について

2 出席議員は次のとおりである (16 名)

1 番	谷 畑 進	2 番	小 林 英 世
3 番	辻 岡 俊 明	4 番	林 宣 男
5 番	森 本 明	6 番	殿 井 堯
7 番	佐々木 裕 哲	8 番	岡 省 吾
9 番	森 谷 信 哉	10 番	堀 江 眞 智 子
11 番	中 山 進	12 番	新 家 弘
13 番	湊 正 剛	14 番	増 谷 憲
15 番	橋 爪 弘 典	16 番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

6 番	殿 井 堯	10 番	堀 江 眞 智 子
-----	-------	------	-----------

6 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の氏名 (14 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住 民 税 務 部 長	清 水 美 宏
建設環境部長	佐々木 勝	福 祉 保 健 部 長	辻 勇
産業振興部長	林 孝 茂	総 務 課 長	中 裕 準
企画財政課長	一ツ田 友 也	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	中 西 満 雄	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

平成26年第4回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	辻岡俊明	①学力向上対策について ②読書活動推進条例の活用について
2	佐々木裕哲	①目標、健康寿命県下一をめざして ②巡回観光バス 押手迄の延長はどうか
3	亀井次男	①地方創生法案（成立） ②国土強靱化対策 ③（有田川町）町政10周年大会の開催を ④藤並駅東口及びロータリーの整備計画の進捗状況
4	岡 省吾	①子どもたちの健やかな成長を願って ②林業振興のために「木質を利用するバイオマスの活用は」 どうか
5	小林英世	①自主防災組織 ②巨大地震に関して ③水道料金について
6	増谷 憲	①公共施設等総合管理計画について ②鳥獣被害対策について ③34局光ファイバーの導入について
7	堀江眞智子	①子ども子育て新制度について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人あります。

なお、本日、町長より追加議案が2件提出されています。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、7名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 3番（辻岡俊明）……………

○議長（湊 正剛）

3番、辻岡俊明君の一般質問を許可します。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

私の質問は2件であります。

まず、1件目は学力向上対策についてであります。前回、全国の小中学校を対象に、文部科学省が実施した、学力テストの全国平均と、県内及び管内小中学校の平均のことについてお聞きしましたが、そのことにかかわって、学力向上対策についてお伺いします。

前回の質問で明らかになったことは、有田川町の中学校の正答率は全国平均を上回ったが、小学校の正答率は全国平均を下回ったということと、テストの分析結果から、中学校も小学校も国語力が弱いということでありました。

そのことを受けて小中学校の学力向上対策が教育委員会等で議論され、検討されたと思いますが、どのようなことが議論、検討され、どのようなことが実施されようとしているのか、または実施されているのか教育長にお聞きします。

続いて、読書活動推進条例の活用についてお伺いします。ことし3月、有田川町こころとまちを育む読書活動推進条例が制定されました。この条例の目的は、心豊かな人々を育み、元気で文化的なまちづくりを目指すことを目的としています。

そこでは、読書は人生をより深く生きる力を身につける上で大切なものであるという基本理念にのっとり、町の責務や町民の取り組み、家庭における取り組み、学校等における取り組み、地域における取り組み等々が述べられています。

学校等における取り組みにかかわって、第6条には、学校等は、それぞれの学校等の特性並びに子どもたちの発達段階に応じ、読書の楽しさを伝え、学校図書館を中核に読書活動の推進に努めるものとするとしてあり、また、その第2項には、学校等は読書活動を通じてふるさとを知り、誇りに思う心の育成に努めるものとなっています。そこで学校等の取り組みにおける、この条例の具体的活用状況を、教育部長にお聞きします。

そして、町長にはこれら2件の質問を踏まえて、本町教育についての抱負や所見をお伺いします。

以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

今回もまた、7名の議員さんから御質問をいただいております。詳しい数字等々に

については、各担当部より答弁させたいと思います。

まず、辻岡議員さんの御質問にお答えしたいと思います。ことしの全国学力一斉テスト、御指摘のように、和歌山県、全国平均を下回ったということは、まことに憂慮すべきことだと思います。その中で、特に国語については全国から見ても低い位置にあるということでもあります。

うちの小中学校も去年まで非常に高水準でいていたのですが、今回については、特に小学校については結構下がった実績がございます。やはり、これは何かの原因があって下がっていると思いますので、これから特に国語力を高めることについては、いろんな方策をとっていかなければならないと思っております。

今回の全国学力テストの結果を受けて、議論、検討していることは次のとおりであります。まず、1点目、国語力、活用力が低いということが課題でありまして、それをどう高めていくのかということでもあります。それから、2点目、学力格差にどう対応するのかということでありまして、つまり、勉強のできない子どもたちの学力をどう上げていくかということも、これも大きな課題であろうと思っております。また、基本を大切に、授業改善を進めるということで、教員の授業力の向上をどのように図るのかということ。それから、児童、生徒の学習意欲をどう高めていくのか。学校として学ぶ意欲の喚起をいかに図るのかということでもあります。このような議論を重ね、学力向上に向け、検討しております。

また、小規模校の固有の課題などについても対策を講じる必要があるところであります。和歌山県では学力向上対策本部が設置され、また有田川町でも独自に学力テストの分析なども行っており、対策を行っているところであります。学力向上のための対策については、教育長より詳細を補足説明いたします。今後は、確かな学力をつけるとともに、心や体の育ちも含め、有田川町の子どもが健やかに、そして確かな学力を身につけ、心豊かに育つ教育を推進してまいりたいと思います。

2つ目の読書活動推進条例の活用についてでございますけれども、本年3月議会において、有田川町こころとまちを育む読書活動推進条例が、和歌山県で初めてでありますけれども、読書条例として制定され、心豊かで文化的なまちづくりを目指す我がまちにとって、改めて大きな一歩を踏み出したところであります。

読書活動は人生を通じて、より深く生きる力を身につけたり、豊かな心を育むために必要な活動であると考えております。特に子どもたちにとっては、発達段階に合わせた読書活動の推進、各学科での図書の利用により、情緒力豊かな、確かな学力の向上に大きな成果をあらわすものだと考えております。幼児期には絵本の読み聞かせなどによる心の発達と言語力の向上、そして想像力を高め、豊かな発達のための活動を行っております。

また、小中学校においては、読書活動の推進のみならず、授業をよりわかりやすく、また子どもたちの学習意欲を高めるために、学校図書館の利用を図っていくために、

現在、町内の4校に学校図書館司書を配置しているところであります。和歌山県ではいまだ、ほとんどの市町村においての配置はされていないのが実情でありますけれども、本町は読書活動推進条例の制定を含め、子どもの確かな学力をつけるための方法の1つとして、読書活動の積極的な推進で、そして、学校図書館の活用による授業力アップに力を入れているところであります。

学力の基礎、基本は読み書きだと考えます。これを強化し、確実に力をつけるために、また心育ををするためにも、学校図書館改革を推進することが必要であると考えております。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

辻岡議員にお答えを申し上げます。町長の答弁の補足説明ということになります。

全国学力テストの結果については、町長答弁のとおりでございます。今回の結果は県教育委員会を初め、各市町村教育委員会並びに学校現場におきましては、深刻に受けとめております。多くの議論を重ね、その対策を検討してきたところであります。

その結果、まず、県の教育委員会においては、学力向上対策本部を設置し、各学校においては、学力向上推進プランを作成し、全国学力テストの過去の問題の授業での活用や、放課後等の補習活動の推進、また家庭学習の充実を確立するとともに、授業改革の、より一層の充実を図っていくとの方針が出されたところでございます。

町独自の取り組みとしては、県教育委員会の取り組みと相まって、本町の各学校長へのヒアリングの中で、学力テストの結果の詳細な分析を行いながら、各学校における課題と今後の取り組みについて、確認を行ったところでございます。また、学力の向上には、やはり教員の指導力が大きな要因であることから、指導方法の改善を行うべく、指導主事による個別の指導助言もあわせて行っておるところでございます。

今後とも、町独自の支援員や講師の配置、また国語力向上のため、学校図書館司書の増員を図り、学習指導の充実と児童、生徒のつまずきの早期発見に努め、確かな学力を身につける取り組みを進めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

答弁、ありがとうございました。

部長からは、また後からお答えをお願いします。

つい二、三日、県のほうからも、当面の学力向上対策が発表されました。当面であります。振り返って、本町の学力向上対策、私が見る学力向上対策でありますけれども、よくやっているなと思っています。ほとんどが長期的な対策と、早い話が管内全

校へエアコンを設置する。これは恐らく県下でトップであると思います。ちなみに、比較ではないですけど、和歌山市内には、小中学校、どこを見てもエアコンを設置されている学校はありません。ただ、ことし、やっと中学校3年生の教室を対象に、現在も来年度から稼働できるように工事が進んでいる、そういうふうな状況でありませぬ。そのことを思えば、雲泥の差であるかなと思っています。それに伴って、夏季休業期間の短縮とか、そして、校舎、教室の改築とか、改修とか。中学校なんかは、全国に誇れるような立派な中学校であります。吉備中学校でありますけれど。

また、習熟度別授業とか、少人数授業も実際に行われています。全国的には、やれ少人数学級を編成せえとか、少人数授業が実施できるようにしてくれとか、そういう声が高い中で、既に本町は実施済みの部分がたくさんあります。

また、物すごく珍しいことに、小学校で教科別担任制、これは藤並小学校でありますけれど、そういう取り組みもなされています。私の目から見て、大したものだなと思っています。ただ、それがうまいこと活かされているかどうか、それが問題かなともっています。

一番、感心したのは、使途を限定しない、学校奨励金という制度は全国でも我が町だけだと思っています。本当に私も以前、教員をやっていた関係で、そういうひもつきでない自由に使えるお金が配分されるということは、非常に学校にとっては有効活用できて、ありがたいなと思っています。

そういう、物すごく先進的な部分、取り組みがなされています。その中で、そういう効果があって、今まで全国平均に比べて高い正答率を誇ってきたのかなと思っています。ただ、ことしの結果の発表においては、小学校でありますけれど、中学校は全国平均を上回ったということでありませぬけれど、小学校は全国平均を下回ったということです。これは、たまたまのことであるのか、それとも何か今までと違った特別な原因があって、起こったことか、それは私もまだ疑問なんでありませぬけれど、そういうことで、教育委員会の見解をお聞きしたんであります。

読書活動推進条例に関しては、これも学校司書が配置されている県内の学校というのは、本当に当町に4校、先ほどの町長の答えにありましたけれど、学校司書が4校に配置されています。ほかの地区を見ますと、岩出市に1校あると、ちょっと聞いています。それだけであります。物すごく県内においては先進的であります。

ただ、理想を言えば、先日、教育委員会の教育長とか教育部長とか、総務文教福祉常任委員の方々と一緒に、島根県を行政視察に行ってきました。奥出雲では森の中で経営されている保育所を見学させていただきました。非常にうらやましいなという率直な気持ちを持ちました。続けて、松江市の教育行政を伺ったのでありますけれど、ここはやはり入っただけで文化の薫りがするまちだな、宍道湖のふもとにあり、文化の薫りが漂っているまちだなと、いい雰囲気でありました。有田もミカンの香りが漂うだけでなく、文化の薫りが漂うまちになれたらなと率直に思いました。それに近づ

きつつあると思っていますけど。

そこで、一番、驚いたのは、管内の全小中学校、合わせて50校ほどありますけど、全校に学校司書が配置されて、配置が始まったのは2001年でありますけど、最初は2校に配置して、そして2009年度には、もう全校に学校司書の配置が完了しています。その後、合併がありまして、東出雲町と合併して、2011年にも合併して、それもやはり学校司書が配置されて、実際、50校ほどある小中学校に学校司書が全部配置されています。

ちょっと次の質問まで前置きが長くなったのですけれど、やはり教育というのは昔から言われますように、知育、徳育、体育、いわゆる知徳体のバランスのとれた教育。学力というのは、その中の知育だけを取り出したもの。正答率というのは、その知育にかかわったところかなと思っています。知育に関しては読み、書き、そろばん。昔からこれもよく言われています。読み、書き、そろばん、そういうものの基本になるのが、やはり、一言でいえば国語力かなと思っています。読み、見て、聞いて、書いて、読んで、そして書く、話す。そういうことがちゃんとできる人間をつくっていくことが教育の最終的な目標ではないかと思っています。

そこで、教育部長に改めてお聞きします。松江市ではうらやましいような取り組みがなされています。先ほど言いましたように、全校に学校司書を配置して、そしてブロック別に分けて研修も行っています。月々、各学校での取り組みの報告書を提出させて、本を中心にした取り組みが報告されています。それを聞いていて、すごいなと僕は思いました。そういうベースがあるからこそ、大きな意味でも学力が高まってきているのかなと思っています。前回も紹介しましたがけれど、全国の読書率、大阪府は小学校も中学校も最下位であります。我が和歌山県はどうかと言ったら、小学校においては、大阪の1つ上にあります。中学校においては大阪の2つ上にあります。そういう読書率の状況であります。島根県の松江市の取り組みに一步でも近づきたいというのが私の思いであります。

最後に、教育部長、よろしくお願いします。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

失礼いたします。辻岡議員の御質問にお答えしたいというふうに思っております。

学力というふうな面については、残念ながら和歌山県全体は全国平均より下位になっております。町長が申しあげましたように、我が町におきましては、中学校部門ではかなり上位でございますが、今年度に限り、小学校部門では国語力が全国平均を下回っているという現実がございます。これがどういうふうなことかという分析も行っておりますけれども、点数配置でいいますと、全国的にポイントが上がったというふうなことでございまして、我が町が極端に落ちたというふうなレベルではございませ

ん。ただ、全体的に皆さん、学力テストということで、かなり力を置いて教育を進めておるといふところが全国的に、全体が持ち上がっているのかなというふうにも考えております。

私どもはそうも言うておられませんので、今、申し上げましたとおり、確かな学力を上げるべく、努力を鋭意しております。先ほど申し上げましたとおり、各学校での学力向上プランはもとより、教員の指導力アップというふうなところも大事でございます。

御指摘のとおり、国語力をアップするという事は基本中の基本であるかなというふうに思っておりますので、そこには私ども、十分に力が入っておるところでございます。確かな学力を身につけ、また豊かな心を育み、最終的には自己効力感ということで、何事も自分でなし得る力というのをつけていきたい。我が町は最終的にはそこら辺の、自己効力感を高めていくということが大事ではないかなというふうに思っております。そんな中で確かな学力がついてくるというふうに考えております。

御指摘の学校図書館制度でございます。私ども、辻岡先生がおっしゃったとおり、岩出市がありまして、うちが町では唯一、学校図書館司書を配置しております。なぜかと申しますと、やはりそれは学校図書館改革であります。学校図書館はなかなか今まで整備されておらず、学校図書館司書も配置していないというのが実態でございます。ただ、基本的な部分で学力の中核になるのは国語力ということでございます。物事を見て考えるというふうなところは、いわゆる第一能でございます。その第一能というのは、やはり日本語で考えるということだと考えております。語彙をふやし、意味世界をふやしていくということが、学力のベースになってくるというふうに考えておりますので、そこら辺を強化すべく、ただいま学校図書館改革をやっております。

学校図書館改革は教育者がおりまして、教育者が教育をするわけなんです、サポートとして図書館教諭、また学校図書館司書、この三者が一体になって取り組んでいくものだというふうに考えております。ですので、私ども、確かな資料もお出しして、授業力アップを図っていきたい。また、図書館支援センターの配置というのも考えておりまして、そういうところから学校図書館についての強力な制度をつくっていききたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

最後に、まとめをしたいと思っております。きのう、たまたまNHKのお昼前のテレビを見ていましたら、我が町が紹介されておりました。有田川町ということでクローズアップされて、紹介されておりました。何が紹介されていたかといったら、本町在住の木

下喜一郎さんという方が紹介されていました。何をなさっているのかといたら、八十二、三歳の高齢の方ですけれども、非常に若々しい方で、大型の紙芝居を自分でつくって、主には高齢者を慰問に回っている。きのうはたまたま健康福祉センターでの活動が紹介されていましたけれど、それを見ていて、非常にいいまちやなという感想を持ちました。これを全国の人が見ていたときに、素晴らしいことをやっているまちやなと思ったと思います。先ほど言いましたように、本当に文化の薫りがするまちかなど。このまちに住んでみたいなと思ったと思います。

本町は絵本のまちづくり、そうやって高齢者に対する教育として一環したものをつくろうとしているのだと思いますけれど、本当に、それを見て、こういう人々が群がるようなまち、素晴らしいまちだなと思いました。そこにあるのは、やはり国語力をベースにした力かなと思っています。

町長にちょっとお願いしたいんですけど、有田川町内で旧金屋地区とか、旧清水地区に司書がおりません。1日も早く、その地域の司書という形でも配置していただけたらと思っています。やはり、人は本から得るものが物すごく、もちろん人から得るものもたくさんありますけれど、本を読むことによって得るものはたくさんあると思いますので、どうぞよろしく願いして、私の質問を終了します。

○議長（湊 正剛）

以上で、3番、辻岡俊明君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 7番（佐々木裕哲）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、7番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、7番議員、佐々木裕哲が通告どおり質問させていただきます。

最初の質問は、健康寿命県下一を目指してのまちづくりについてお聞きしたいと思います。今の日本は医学の進歩と食生活の向上により、日本人の平均寿命は最近のデータによると、男性で80歳を超え、女性は86.6歳と2年連続世界一になりました。大変明るいニュースでございます。私たちの理想は、平均寿命が延びることも大事ですが、健康寿命の定義とは他人の力を借りることなく自立した日常生活ができる期間を健康寿命というそうです。この健康寿命と平均寿命が同じであれば、一番よいのですが、人間、高齢になればなるほど、介護を受けたり、病気で寝たきりになることもあります。そのようになれば本人はもちろん、家族の負担も大きく、当事者しかわからないことが多々あります。いかに健康で長生きできるか、皆、それを願うものです。健康で長生き、そのためには町民一人一人の日ごろの取り組み、そして、そのためのまちづくりが町民に対する最大の行政だと私は思います。

健康寿命の、和歌山県独自の調査では、県下30市町村では女性は83.03歳で、県下で3番目です。1位は古座川町で、その差は0.82歳です。男性は77.51歳で、県下で10番目、1位は印南町です。その差は0.82歳となっています。町民、行政上げて県下一を目指して取り組んではどうかと思えます。取り組みはいろいろあるかと思えますが、行政側はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

そして、次に、我が町の国民健康保険被保険者は平成25年度、昨年度では9,529人が年間37億7,200万円、1人年間平均39万5,000円の医療費がかかっております。そのうち65歳で2,685人が年間平均20.3回、医療機関でかかり、1人平均年間47万9,000円の医療費が要っております。

先ほどの県下の平均寿命の高い市町村の1位が古座川町と言いましたけれども、この30市町村を全体的に見てみますと、紀南地方の農林、漁業が中心の町村が多くなっているように、私は思えます。このことから、高齢者になっても軽い仕事で体を動かす、適度な運動と関係があるのではないかと思います。健康寿命が高いということは、当然、医療費も少なく、被保険者はもちろん、町の負担も軽くなります。

現在、特定健康診断の対象者、国民被保険者の40歳以上の方が人間ドックや集団健診を受け、なおかつ1年以上から、2年、3年、4年、5年とあるのですけれども、保持している世代について、5,000円から1万5,000円のギフト券を贈る、無受診表彰をしています。これも平成23年度で166世帯の表彰が、平成24年度は大きく減り41世帯、そして昨年度は29世帯と、大変低くなってきております。このことは、人間ドックや健康診断の受診者が減少したのか、また医療機関へ行く人が多くなったのか、いずれにしても結果は悪くなってきております。

そこで提案したいのは、もっと自分の健康に関心を持ってもらうために、1人平均年間四、五十万円も医療費がかかっているのに比べれば、年間5,000円や1万円の表彰をしてあげるの、私はもっと金額をある程度、引き上げてはどうかと思えます。少なくとも二、三倍ぐらいの表彰をして、それも健康診断もちゃんと受け、その上、無受診の世帯に町長から健康に留意されましたと、お礼と同時に心からお祝いしてあげたらどうかと思えます。今も、何か紙に書いたものを渡しているのですけれども、せっかくここまで一生懸命に自分の体に健康診断も受けて、そして医者にもかからないということは、我々町民にとっても本当の財産です。必ず町長から表彰するのであれば、私は少なくともれっきとした表彰状で、町長室で、それも表彰してあげたらいいかと思うのですが、その点はどうか町長にお聞きしたいと思います。こうすることにより、さすが有田川町は健康福祉面に取り組んでいると思われるような施策をとってはどうか。その点、お願いします。

そして、健康寿命と健康維持に関連しまして、現在、きび福祉センターでのトレーニングルームの無料開放をしております。日々の健康維持のために、大変ありがたい

と好評で、やはり有田川町だと言われております。しかし、今までは月曜日から金曜日まで、朝9時から4時まで開放していたのが、ことしの4月から月曜日は9時から1時まで、そして木曜日は午前中は休み、午後は1時から、週1回、夜9時まであけているんですけれども、そして金曜日また1時までというように、非常にばらばらになり困っております。開放時間が以前に比べて少なくなったために、待ち時間というのか、トレーニングマシンのようなものを使う方々がたくさんふえてきておりますので、長いこと、人の使っているのを後で待っていなければいけないということになってきているのも事実です。それと同時に、午後からしか行けない人もありますので、できれば、もとどおりの朝9時から4時まで開放してあげたらどうかと私は思うし、現在の利用される方々も、その思いは非常に強いものでございます。

それと、このトレーニングマシンというのは、自転車をこいだり、そういうのを言うんですけれども、これも週3回以上実施しないと、1回や2回では余り効果が出ないということも言われておりますし、福祉センターへ入っていけば、大きく書いております。3回以上は受けてくださいという大きな張り紙がしているんですけれども、今後、健康維持のために、現在使っている部屋よりももっと広い部屋もあるんですけれども、広いルームを開放してほしいのと同時に、健康器具の増設もしてほしいという声が多々聞かれております。広いルームを開放したり、健康器具で健康を維持していただければ、この上ない喜びでございますので、ひとつ担当部、また町長の力で、もとどおりにしていただき、現在の器具よりももっと充実したものにしてほしいと思いますので、この点もお聞きしたいと思います。

それと、健康寿命の最後の質問ですけれども、先ほども言いましたように、我がまちの健康寿命は女性で3位、男子で10位という位置づけになっておりますので、このことを一遍、広報誌でも広報してはどうかと思います。町民に知らせることにより、一人一人の日ごろの健康への取り組みも、恐らく変わると思います。そのことにより、1年でも健康で長生きしていただければ、この上もない喜びでございますので、その点もひとつ取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。次の質問は、巡回観光バスの押手までの延長についてお聞きしたいと思います。現在、土日、祭日、運行の、1日2便の藤並駅から清水スポーツパーク公園までの巡回バス、そこでスポーツ公園での折り返し出発まで、50分、あそこでバスがとまっております。その間、板尾、杉野原、押手まで、十分往復できるのではないかと。行ってくるだけで20分ぐらいあったら、十分、押手まで行ってこられるのではないかとというのが、あの沿線の方々の、住民の願いなんです。途中、杉野原には国指定の重要文化財、御田舞の有名な雨錫寺もあります。これは、恐らく、このバスがとまることによって、最初は少なくとも、恐らくバスがとまれば、必ず、そんな立派な国の重要文化財です。なかなか国の重要文化財というのはそんなに県下でもたくさんあるわけではないんですけれども、宣伝効果も恐らく大きなもの

になろうかと思えます。もちろん、この巡回バスの当初の目的、そして既存の路線バス、福祉バス、そして交通会議等の関係もありますが、過疎地での沿線の人々にとっては、そのようなことは関係ないのです。交通会議がどうか、住んでいる方には全く関係ありません。ということで、地域の人々の足となり、少しでも地域のためにしてほしいというのが願いなのです。これに応えるのが思いやりの行政ではないかと、私も思いますので、形は違っても、よい結果が出るように、ひとつ行政で考えてあげたらどうかと思えます。清水まではバスも頻繁に上がっていくわけなんですけれども、あそこから奥有田の、押手までの間、あの沿線まで行くとやはり清水までと、また違います。風景も違えば、沿線の方々の生活様式も恐らく変わってきますので、やはり高齢になれば、足も不自由になれば、公共交通機関というものも恐らく望んで、何回乗るとか、何回乗らんとかということではなしに、それも1つの思いやりの行政だと思いますので、その点、ひとつ一遍取り組んでいただきたいと思ひまして、第1回の質問を終わります。

以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木委員の質問にお答えしたいと思います。

1つ目の、健康寿命、県下1位を目指せという御質問であります。人間というのは本当に誰しもが健康で一生いたいというのは、これは誰しもの思いだと思います。

その中で、近年も、2年連続世界1、男女とも平均寿命が延びてきました。やはり、平均寿命と健康寿命の格差が広がれば、医療費も物すごくかかってくるし、この格差を縮める努力というのは非常に大事だと思っております。

健康寿命の延伸というのは国の計画でもあります、健康日本21や、第3次和歌山健康増進計画、また有田川町においては、有田川町健康増進計画に沿って、健康格差の縮小に今、取り組んでいるところであります。健康を保持し、自立した生活ができる期間を延伸していくには、さらなる生活習慣病の発生予防、栄養食生活や身体活動、運動、飲酒、禁煙及び口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に取り組むとともに、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの健康増進や、高齢者の健康に焦点を当てた取り組みを強化する必要があると思ひます。

医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築に当たっても、医療や介護提供体制の充実を図るだけではなく、高齢者が積極的に地域に参加し、地域の中で役割を持って生活できるような、居場所と出番づくりなど、生きがいを持って生活できる環境を整えることが重要であると考えております。

多分、前にも聞いたことがあるんですけども、生きがいを持って生きるということは非常に大事なことで、徳島県の上勝村のお年寄りの方が、年間、多い人で1,0

00万円ぐらい、いろどろという葉っぱを採取して、所得を上げている村があります。ほとんど病院に通う人がないということで、やはりお年寄りにとって何が生きがいかというのを、これからもしっかりと見つめていく必要があると思います。

本当に健康でいてもらうためには、社会福祉協議会もいろいろな事業を行って来ておりますし、これからもできるだけいろいろなお年寄りの方に地域の行事に参加してもらえよう体制も非常に必要ではなかろうかと考えております。

それから、そのためにもこれは必要だと思いますけれども、吉備の福祉センター、2階のトレーニングルームの利用について、祝祭日を除く、月曜日、火曜日、水曜日、金曜日の午前9時から午後1時までと、月曜日、木曜日の午後1時から午後4時まで。それから木曜日のみ、夜間6時から9時まで、オープンしております。聞くところによると、ここに来てから非常に利用者が多いということも聞いております。時間の延長とか、そういうことについては今後、検討していく必要があるかなという考えを持っておりますし、運動器具においても、今、13種、16台のトレーニングマシンを設置しております。今年度はどんどん広場から、自転車の踏む機械、健康増進のためにいただいた寄附金等々もございますので、その寄附金を充当してエキサイトシンクロという機種を1台購入して、現在、15種類、18台の設置となっております。今後とも、コミュニティ助成事業等の補助金を活用して、整備していきたいと考えています。もし、トレーニングルーム、これからどんどんとふえてきて、手狭になるようであれば、あそこにも少しあいたところがありますので、また拡張の方向で、利用者の状況を見ながら検討していきたいと思っています。

無受診者世帯に表彰をしたらどうかということで、これも1年間、お医者に通わなかったということは貴重なことだと思いますので、町長室に来ていただいて、表彰状も出すことについては、一向に構いませんし、また、今、1年行かなかった人には、1年から2年、5,000円、それから3年から4年については1万円、5年以上の方には1万5,000円を差し上げております。これは、多分、お金多いさげよけ行かんということはないと思いますけれども、ここら辺もまた、国保運営協議会というのがあるので、そことも相談して、国保のほうにもお金もありますので、やっぱり行かなかったら国保会計が非常に助かるということで、国保運営協議会もまた年明け早々に開きますので、そこで検討させていただきたいと思っております。

それから、巡回観光バス、押手までの延長ということでありますけれども、1便は今、午前10時10分に藤並駅を出て、スポーツパークへは午前11時50分に到着して、50分の待ち時間が確かにあります。その間にということでありますけれども、やはり運転手との労働基準法との関係もあって、どのぐらい走ったら、運転手をどのぐらい休まさなければあかんということで、50分をとらせていただいております。

もともと、この巡回観光バスというのは、しみず地域活性化協議会の要望があって、始まったものでありまして、藤並駅を拠点として、町内の観光施設に訪れていただけ

るようというこで始めました。これを押手までというこでありますけれども、よくわかりますけれども、これを走らせるに当たっては路線バスの関係とか、いろいろな問題があつて、協議の中でこのような路線を決定させていただきました。これからも、また路線バスと協議しながら、いろいろな方法を考えていきたいと思つていますが、特に交通弱者、特に山間地域の沿線住民の方々の公共交通の整備というのは、本当に急務だと思つています。地域の活性化ということからすれば、公共交通の利便性というのは本当に重要な課題だと思つていますので、今後は路線バスの業者も含め、ほかの公共交通サービス事業者とバスの運行について、検討させていただきたいと思つています。

○議長（湊 正剛）

ほかに補足説明ございませんか。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

町長の1回目の答弁で、あと部長にも答えてもらいますけれども、今の位置づけ、何位になるとか、女性だったら県下で3番目やと、もうちょっとで1位になるんやと。これも、ひとつ広報でも知らせてください。やはり、いいことはどんどん知らせていったらいいと思つていますので、その点、よろしく願いしておきます。

それと、2回目の質問なんですけれど、部長にちょっと聞きたいんですけれども、国保の特定健診の受診の状況、以前と比べて数字がどのように。僕、前にたしか常任委員会のほうで、住民福祉のときにちょっと悪くなつてきているというときも聞いたこともあったんですけれども、今の受診状況はどのようになっているのか、その点、ちょっと担当のほうでお聞きしたいと思つています。

そして、県下と比較して、うちの受診率は大体どのへんで、県下平均にしているのか、それとも、これも個人が医者にかかつて痛い目をするのであれば、事前に健康診断というのは一番、人間ドックも含めてそうなんですけれども、ここへのお金はしれたものです。さっきも言ったように、年間四、五十万円の金を使つているんだから。中には、うちの国保の最高金額は1人で、去年度で710万円台に上つております。それぐらいかかつておりますので、これはあくまで平均で四、五十万円かかりますので、そういうことを思つたら安いものでございますので。安いものと言つたら語弊がありますけれども、どんどん健康診断、定期検診を受けてもらうようにしてもらいたいと思つています。それと、さっき言ったように、県下の状況から比較して、うちのデータはどんなものか、その点をお聞きしたいと思つています。

そして、健康診断を受けても、よい人と悪い人のデータが出てくると思うのですけれども、恐らく担当課でつかんでいると思つています。その結果、行政として今度は悪い方であれば、数値が高い方であれば、今後どのように被保険者に対してフォローして、その点どんな指導をやつているのか、それもちよつとお聞きしたいと思つています。詳

しいことは担当課で答えてください。

それと、町長、福祉センターのトレーニングルームの件なんですけれども、また場所等もできるだけ広いところに、前向きに考えるということなんですけれども、たしか町長、僕は知らんのですけれども、吉備町時代からこれはやっていたね。恐らく、これが引き継がれて、今日まで来ているのですけれども、本当に素晴らしいことです。よその市町村、全部やっていないと思うのですけれども、本当に素晴らしいことだと思いますので、今後、よその市町村から見学に来てくれても、あそこの姿を見ていただいたら、こんなのをやっているのか、さすがやなと言われるような充実した福祉センターのトレーニングルームにさせていただきたいと思います。これだけ言えば、担当も町長も前向きに、恐らく考えてやろうということですので、利用者も、また町民も期待しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、さっきの巡回観光バスの件なんですけれど、そもそももちろん交通会議とか、いろいろそういうことも私も聞いております。しかし、今、これも町長、正味の話、こんな声ですよ。あそこでとまっていると。さっきも言うた、運転手も休憩させないといかんと言うんやけど、あそこへバスとまっちゃいしょ、いっこも動かないしょ。その間あったら、押手までちょっと行ってこれらいでしょ。それだったらわしらに、奥まで、あのバスを、乗る、乗らんは別として走らせてくれよと。そこなんです。あくまで、これは冗談ですよ、こんな声も私、聞きました。あのとまっているのを見てたら、腹立ってくる。そうやったら、見やなんだらいいけれど、見てて奥へ行ってくれんのやったら。これはあくまで冗談ですけど、そういう意見も実際にあるんです。今後、バス会社とかといろいろ検討するということですので、形は違って今このバスが云々ということではなくても、前向きに検討させていただきたいと思います。町長のことだから、恐らく前向きに考えてくれると思います。よろしく願いいたします。

健康診断について担当部からお願いします。

○議長（湊 正剛）

福祉保健部長、辻勇君。

○福祉保健部長（辻 勇）

ただいまの佐々木議員の質問ですけれども、特定健康診査の受診率ですけれども、平成20年度から平成25年度のデータでいきますと、平成20年度は受診率が有田川町が19.9%、県平均が17.6%です。平成21年度は有田川町が20%、県平均は18%、平成22年度は有田川町が22.6%、県平均が25.7%、平成23年度は有田川町が20.5%、県平均が27.8%。平成24年度は有田川町が28.3%、県平均は29.6%。平成25年度は有田川町は30.6%、県平均が30.3%となっています。特定健康診査の受診率につきましては、平成20年度、平成21年度は県平均を上回っていましたが、平成22年度、平成23年度、平成24

年度は県平均を下回っています。昨年度、平成25年度は県平均を上回り、県下30市町村中、13位となっております。

それから、一定以上の数値の高い人に対しましては、特定保健指導というのをやっております。これは保健師による指導ですけれども、これの数値におきましては、終了者の割合ですけれども、平成20年度は有田川町が16.7%、県平均が20.2%、平成21年度は有田川町が13.1%、県平均が20.9%。平成22年度は有田川町が7%、県平均が15.9%。平成23年度は有田川町が11.3%、県平均が20.6%、平成24年度は有田川町が22.1%、県平均は26.9%。平成25年度は有田川町が36.3%、県平均が27.8%となっています。特定保健指導の終了者の割合につきましては、平成20年度から平成24年度までは、県平均を下回っていましたが、昨年、平成25年度は県平均を上回り、県下で7位となりました。ちなみに平成25年度の特定健康診査の受診率の第1位は北山村で、受診率は48.6%となっています。特定保健指導終了者の割合の第1位は御坊市で、52.2%となっています。この差を縮めていき、さらなる受診率の向上に向けた取り組みが今後、必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかに補足説明はございませんか。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

部長の答弁、ありがとうございます。

そこで、部長にお願いしたいのですけれども、25年度で診断率が13位と言いました、県下で。当面の目標、1位とは言いませんけれども、5位内に入ってください。これ、みんなで一遍、広報にも上げて、少なくとも5位に入るようにしませんか。恐らく、町民も協力してくれると思うので、協力してくれるというより、自分のためでございますので、当面の目標、5位で進んでください。お願いします。

以上です。

○議長（湊 正剛）

福祉保健部長、辻勇君。

○福祉保健部長（辻 勇）

佐々木議員からいただいた言葉を含め、精いっぱい受けとめて、その順位を目指せるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（湊 正剛）

以上で、7番、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

……………通告順3番 16番（亀井次男哲）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、16番、亀井次男君の一般質問を許可します。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

ただいま議長から許可をいただきましたので、4点質問いたしたいと思います。この4点については約1週間前に通告しておりますので、簡単に質問しますので明瞭な御答弁をいただきたいと思います。

1点目の地方創生法の成立と有田川町としての取り組み姿勢について質問します。地方創生法案が先月、国会において成立いたしました。直後、衆議院が解散いたしました。細かいことはわかりませんが、ただ、いろいろマスコミ等で一般国民に、皆わかっている、そのぐらいの中で、わかっている範囲で有田川町としては、このような点について、取り組んでいきたい。ただ、今すぐというのが、詳細がわかりにくいんやけれども、これとこれと、その程度でもいいので、どのような取り組みを考えておられるのかというのが1点目でございます。

2点目は国土強靱化法案のうち、防災対策、減災対策であります。有田川町は町名と同じ有田川が58.5キロメートル通っております。その中で今、集中豪雨、台風時等に、毎年、一、二回は何か所かで町民が避難しております。ことしも田殿橋周辺の方々も田殿小学校に避難されました。

今回の質問は平成23年度に川口岩野河地区の方々も巨峰村に避難され、解除になっても川口区内の国道480号が浸水で通行できず、帰宅がおくれたことはまだ記憶に新しいところであります。この地域には二川ダムができるまで発電所が3カ所あったそうでございます。この川口地区内から松原方面に向けて、旧南海電力、現在は関西電力の旧水力発電所への隧道、トンネルを活用できたらいいのになということがございます。活用できれば急激な増水を抑えられ、安全弁的な役割をしたいと思います。国土強靱化の一環として、防災の面からも御検討されたいと思いますが、町長さんの御所見をお聞きしたいと思います。

続きまして、3点目でございます。早いもので有田川町が平成18年1月1日に発足して以来、10年になります。平成27年に1つの区切りとして、全町民とともに、今後の有田川町町政発展に取り組む姿勢をあらわすとともに、合併時の数多くの課題の達成に御尽力いただきました方々に感謝をあらわすべきであり、この平成27年に10周年記念大会をされてはどうかと思いますので、町長さんの御所見を賜りたいと思います。

4点目は藤並駅東口の町道改修及びロータリーの大型通行可能な整備についてであります。これは平成25年、2回目の定例会において一般質問させていただき、中山町長より、地元区長さんからの要望もあり、県当局と協議しながら取り組むとの御答弁をいただきましたが、現在までの経過と、現在の進捗状況の報告をお願いしたい。

以上、4点です。終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の地方創生の法案、これは11月21日に関連2法案が国会で可決されました。ただ、地方創生、第2次安倍内閣になってから、地方を元気にしなかったら日本の国は元気にならないという方針のもとにやってくれて、非常に我々も期待しているのですけれども、ここへ来て、衆議院が解散になったので、今のところまだ、実際、具体的な方針というのは一切出されておられません。ただ、地方創生、議員さんがおっしゃるとおり、何年か前にふるさと創生資金ということで、どこの町へも何の計画もなく、自由に使えるということで、1億円ずつ配ってくれました。今回は幾ら地方が元気にならないかんといっても、前のようなばらまきというか、平均したお金はおりてこないと思います。やはり、地方創生については自分たちもしっかりと汗をかいて、いろいろな計画を練ってから、それを出してこいということで、実は町の5カ年計画というのも作成しなくてはならないようになっていると聞いております。

とにかく、地方創生については自分たちでいろいろな計画を練ってこいということでありますので、詳細がわかり次第、各団体とか各地域それぞれの課題があると思いますので、その課題をみんなにしっかりと聞いて、それを取り寄せて、そういった計画を国のほうに提出できるように、これからも頑張っていきたいと思っています。

本当に地方創生、どこまでやってくれるのか知りませんが、やはり地方が元気にならないと国が元気にならないということでありますので、我々も大いにこれには期待しているところであります。

それから、2点目の国土強靱化対策ということで、議員がおっしゃるとおり、3年前の9月の台風12号、大変な被害が我が町にも出ましたし、県下においてもとうとう命がたくさん失われました。そのときも実は川口地区の皆さん方に避難指示をしたんですけれども、もう既に避難する時間において、もうブドウ畑に行けなかったという事実もありました。これは大変だということで、もう少し避難指示を出すタイミングとか時間とか、いろいろと改善しなければいけないし、このことについては、ダムの方へもとにかく大雨の6月とか梅雨時期については、極力、できるだけ水位を下げてくれということで、現在も実際に下げてくれております。下げてくれておりました、今回の雨も大分降ったようではありますが、全く事なきを得たということです。ただ、自然災害というのは、想定というのはできない事態が起こりますので、今後ともこれにしっかりと対応していかなければならないと思っています。

議員が御指摘のとおり、関西電力の昔の発電所、あれは川口から水をとって松原へ出すという水路があります。この間も担当課の者に見に行かせたんですけれども、その中もどのようになっているのか、今のところわかりませんので、県と協議をして、

これから協議を進めていきたいなと思っています。ただ、それだけでは抜本的な解決になりませんので、いかに国道の改修を早く進めていただくかということが大きな問題だろうと思います。今、おかげさまで国道480号につきましては、川筋ネットワークということで、もう皆さん方、御承知のとおり、清水へ行くまでにおいても多額の予算を投入してくれております。もちろん、川口のところも非常に低いということで、これは県の計画の中には、そこを広げてかさ上げをするということでもあります。トンネルを抜いたらどうですかという話もさせてもらったんだけど、やはり地元はトンネルはあかんのやということで、計画としては川のほうへ山本製材の手前から川のほうへ来る。そうすることによって堤防も強化できるということで、県はそういう計画で進んでおりますけれども、何せまだまだ狭いところがあるので、そのほうを先に手をつけなければいけないということで、今、狭いところと、それから長谷川と安諦バイパスのほうへ力を入れてくれております。これもできるだけ、早くあの地区のかさ上げができるように、これからも県のほうに強力をお願いをしていきたいと思っています。

それから、3点目の10周年大会の開催についての御質問がありました。18年1月1日に合併してから、再来年の1月1日、いよいよ10周年を迎えるわけなんですけれども、町民の皆さん方の御理解のもと、至らないところも多々ありますけれども、今のところ、ほぼ順調に10周年の節目を迎えることができていると思っています。これも議員各位の御協力と町政にかかわっていただきました皆さん方のおかげであると、この場をおかりして厚く御礼を申し上げたいと思います。

亀井議員、御質問の町制10周年大会の開催についてでありますけれども、私も町政10周年を1つの区切りとして、さらなる有田川町の発展を目指すために、平成27年度中に記念式典を行いたいと思っています。この式典においては、もちろん有田川町発展のために御尽力いただいた方々に感謝状、記念品をお贈りしたいと思っています。

また、つきましては、年明けにでも、早急に準備委員会というのを作りまして、準備を始めていきたいと考えておりますし、これを機に町制10周年を記念して、有田川町の10年の歩みというようなものも作成したいと考えております。

4点目の藤並東口及びロータリーの整備計画の進捗状況についてというお尋ねがありました。藤並駅東口の改修については将来的には大きな改修をしなければならないと考えております。この前も、議員に御質問いただいて、そのときもこれを、まちづくり交付金を活用した事業、それから都市公園の指定もされていますので、国と県と話し合いをしなければならないということであって、話し合いをしたんですけれども、大きくいらいということは今のところ許可は得られておりません。今すぐ、大々的に改修は非常に難しいという状況でありますけれども、利用者側の立場を考えて、まずできるところからということで、26年度においては駐輪場の増設を行いました。ま

た、近隣地区からの夕方から夜にかけての、藤並駅東口の混雑の解消の要望もありますので、要望に応えられるだけの改修を27年度中に行うように考えております。

実は、藤並駅近くに東京行きの夜行バスが毎日発着してくれております。これをできるだけ藤並駅にとまっていたらいいような工事ぐらいは許可なしにできるのかなという考えで、今のところ、許可なしでできるだけの改修を27年度中に行うように計画しております。

以上です。

○議長（湊 正剛）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

2回目の質問に入ります。わからないなりに、今、発表しているのは、政府は平成27年度より、1、地方が主役の真の地方創生を、1、強い農林水産業を、1、個性豊かで魅力ある地域づくり等の、ばらばらたくさんあるんやけど、有田川町に関することであつたら、これを3つの題目として、その次に、地方公共団体へのばらまきとならない自由度の高い交付金を創設し、地域の活性化を図る。そして、農林関係では、関係事業者が連帯、連結して収益性の向上を図る、畜産クラスター（高収益型畜産体制）を構築し、成長産業化の実現や6次産業化を推進する。そして、人々の安全や農林業に深刻な被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルなどの生息数を今後10年間で半減を目指す市町村に設置される、鳥獣被害対策実施隊を中心とした取り組みを推進するなど、概略だけでも、議員が見ただけでも、これがほんと目についてくるものが、役場の職員としてどのような取り組みをしているのかと。そして、その話ですれば、6次産業でといたら、2つ有田川町で適用するところがあつたと。1点目は有田養鶏、鳥を飼って、吉備食鶏で2次製品にして、関西ブロイラーとして、6次産業が協同組合として行っているという。次に、清水森林組合であります。これは植栽して、間伐して、それを森林組合から清水加工所へ持ってきて、そこから町の施設なんかでも特に設計段階から随契で買ひましようという形で協力していただくと、これが清水の森林組合の6次産業であると。ただ、今、悲しいかな森林組合で国費、県費、そこへいろいろ買うといたら、町からでも15%もお金を出しながら、できるだけ議会でみんなが必ず今までは清水の森林組合が頑張っていたいて、林家にお金が落ちて、それが有田川町全体の経済の向上になると、こういう話をして、同僚議員からもいろいろ質問もしていたけれども、どうしても、森林組合が間伐材を自分の加工所へ2割しかしないで、山へ切り捨てしていると。今、現在、日本で、東北で震災が起こってからヒキコとかチップとか、また木の製品が、ええやつは外国から輸入するんやけど、そういうやつが物すごい少ない。今、そういう形の中で、いろいろ特に町長から産業部長、御尽力いただいていると思うけれども、清水行政局長さんも物すごい頑張っていると思うので、森林組合の気持ち、どんな努力をしているかという、町長の答弁は

要らないけれど、局長さんはどんな答弁なのか、一遍お願いしたい。

この2つだけでも、すぐ天井になる問題もあるということが、1点目の地方創生であって、国土強靱化でといたら、この有田川全体が、建設課で調査してもらっての資料でございますが、有田川全体が96キロあると、有田市が8.7キロ。有田川町が58.5キロ、あと、かつらぎから高野町にまたがるので26.8キロメートルと、大体、有田川町が62%ぐらいあるので、有田川には議会でも何回も同僚議員から質問があったように、二川ダムに予測以上の土石が堆積していると。いろいろ、先ほども質問させてもらったように、ことしのなんやったら、5カ所ぐらいで、田殿小学校へみんな、田殿橋のところに避難したので、担当として今、国土強靱化でと言ったときに、橋の点検、修繕、特に土生のインターゴルフの隣なんかであったら、これは20年来の悲願があって、通学路になっている、通勤でも通ると、それが強靱化の1つで入れてくれたので、1年で予算がついたと。

今、一生懸命、平成25年度でそういう道路とか、橋とか、町長さんの御尽力で丹生橋から下が、きび会館の筋からの下が外へ出してくれていると、県事業によって。先ほども答弁をいただいていたんやけど、二川ダムも大雨が予測されたり、雨季の時期とか台風の時期だったら下げてくれていると。それでも、担当として強靱でいいたら、大体、有田川町でどのぐらいのところが悪いというものを御説明を。道路、河川とかいうことの中で危険な場所を今、どのぐらい把握しているのかというものをお聞きしたい。

次に、3点目。これはおこがましい質問だけれども、町長がそういう10周年大会をするということで、それは結構ですので、また大会が成功することを祈念いたします。

次の4点目、いろいろ町長さんも答弁して、難しいということやけど、藤並駅改修の担当はどこになっているのかな、ちょっと言うんで、聞かせてよ。この前の質問のときに藤並駅の立ち位置、置かれている状況、国道42号線を挟んで、高速のインターがあると。それと480号、424、これで今、藤並駅を利用するのが、旧吉備、金屋、清水、花園、美山、中津、龍神、この旧7町村と、今、現在はエレベーターがついているということで、有田市からも湯浅町からも、広川町からもこう来てくれていると。これについて、町長は県へでも知事とか部長ぐらいに言えるけれど、小まめにとんとんと詰めていくのは、僕は担当の問題だと思う。こういうことについて、どのようにしているのかなと。

そして、もう1つが、通勤、通学、朝夕、混雑する。特に夕方、雨の日なんかであったら、有料駐車場が1時間無料なので、そこへ置いてくださいといっても、そこも満杯やと。要は、今、質問したことを答弁してくれて、だらだらととか、肅々と、あんたらは肅々と言うけれど、町民からいいたら、だらだらに見えるし。ブラックユーモアでちょっと言われているのに、この道、どこに行くんやと聞いたら、この道は動

けへなど、ずっとここよと。そんな役人にならんように頑張っていたきたいと思えますので、町長よりも先に、部長から、閉じに町長の御答弁をお願いします。

○議長（湊 正剛）

清水行政局長、保田永一郎君。

○清水行政局長（保田永一郎）

亀井議員の森林組合の取り組み状況について、行政局長はどう把握しているかというところでございます。議員の先生方、皆、御承知のとおり、昨年、その前、経営が悪い状況でございました。その後、県の指導等々を仰ぎまして、今やっと軌道に乗りつつあるところです。

今、特に森林の健全化を図ることも含めまして、間伐実施に向けてのPRに一生懸命に努めています。この間、しみずふるさとまつりにおいても、のぼりを作成しまして、来客の皆さんにPRをしておったところです。また、各地区で間伐の推進に向けた地区懇も重ねておるようでございます。それと、先日の議題の中で出ていましたように、間伐の林業家の負担金の軽減も図って実施を進めているところでございます。

そして、議員さんから御指摘ございました、清水材をできるだけ清水の加工所へ持って行くように努力も重ねているように思いますので、また、いろいろと御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

亀井議員の御質問にお答えしたいと思います。ちょっとばらばらになって済みませんけれども、私のほうは藤並駅のロータリーの関係の進捗状況ということの補足でございます。町長が申しましたとおり、昨年度より県のほうといろいろな協議を行ってまいりました。まず、都市公園がございますので、まず都市公園の担当者とうちのほうで、改修をしたいという青写真、平面図だけですけれども、こういうことで直したいという青写真を持っていきまして、平面図で御説明申し上げて、御協力して、許可をいただきたいというお話をしたわけでございますけれども、数カ月、1カ月ないし1カ月半後には、ちょっと大きい改修になるので、今はこれを許可できませんというようなことでもございましたので、もう一度、もう少し小さい改修ということで持っていったのですけれども、それもやはり却下されたということでもございます。結論は町長が申したとおり、平成27年度には協議をしなくて済むというような工事というものを、町長さんが上げよらということでも言ってくれましたので、先ほど答弁させてもらったとおりでございます。

それと、もう1点は、まちづくり交付金をもちまして、あそこを整備してございますので、改修する、もともとあったものを潰すとかということになったら大丈夫ですかということも協議しています。それは大きくつくったものをすぐ、まだ償還も終わ

っていないようなものを改修するということになれば、交付金もある程度、返さないか
んという話も承っておりますけれども、まず、その都市公園の担当のほうで却下され
たことは事実でございます。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

私のほうでは橋梁、道路の悪いところ、修繕しなくてはいけないようなところを把
握しているのかという御質問が1点ありました。今、橋梁の長寿命化事業といいまし
て、国の補助金が60%出る事業がございます。それにおきまして、今、把握してお
りますのは、吉備橋、熊住橋、庄橋、今、ちょっと橋の名前を覚えていないのですが、
尾上地内の橋、それと垣倉地内の橋。それと、道路につきましては3号線の舗装が大
変悪いというようなところがございます。5月に区長さんから要望をいただいたもの
につきましては県のほうへまとめて要望を出しておりますし、その都度、要望をいた
だいているものについては、都度、都度、要望させていただいております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

もう最後の質問です。僕、一遍、町長にお願いしておきたいのは、議員もいろいろ
陳情させてもらうわけです。そのときに担当課が何々議員がこういう陳情に来たとい
うものを控えて、きちっと置いておいてほしい。そうしなければ、区長さんに藤並駅
がちゃんとできると、吉備インターのゴルフ場のところ、15年、町長に陳情してい
る、こんなの、区長に言うたら1年でできらいいしょう、そんなようなことになるので、
やはり職員さんもかわっていくので。区長さんも陳情に来る。それはきちっと置いて
おく。議員も陳情したのをちゃんと控えるように、今後、お願いしたいと。

以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今の要望については必ず控えるようにしておきます。

総まとめで、地方創生、我々、本当に期待しております。石破担当大臣も地方出身、
小さいまちの出身者であるので、よく知っていると、非常に期待しておりますけれども、
今のところ、本当に余り詳しい内容がわかってきませんので、これは衆議院解散、選
挙が終われば、詳しい内容が出てくると思うので、できるだけ地方創生の事業を使っ
て、地域活性化に努めていきたい。そのためには、やはりいろいろな団体の方とか、

地域の方々の要望も聞いてまとめる必要があると思うので、そういうことについては、小まめにやっていきたいなと思っています。

それから、川口地区の冠水するところ、これは隧道、関係なしに、これは川筋ネットワークということで、知事もこの間、平成29年度までには高野山までバスを通すという。

〔「僕、隧道で質問した……。」と亀井議員、呼ぶ〕

○町長（中山正隆）

知事も平成29年までに高野山までバスを通すということ、この間、みんなの前で言っている、それに合わせて、川口地区の冠水するところも予算をたくさんつけてもらえるように、やっていきたいなと思います。

それから、藤並駅についても、町単独でできる範囲で、まず今回、大型バス、夜行バスが回れるような改修をしていきたいなと思っています。

それから、10周年についても準備委員会を立ち上げて、万全の体制で10年ひと区切りということで、みんなに御協力をしていただき、10周年を盛大に行いたいと思います。

以上です。

○議長（湊 正剛）

以上で、亀井次男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。11時20分より再開します。

~~~~~

休憩 11時10分

再開 11時20分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

一般質問を続けます。

……………通告順4番 8番（岡 省吾）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、8番、岡 省吾君の一般質問を許可します。

8番、岡 省吾君。

○8番（岡 省吾）

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、8番、これから通告のとおり一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は通告書に記載がありますとおり、子どもたちの健やかな成長に、また林業振興のために木質を利用するバイオマスの活用はどうか、この2点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに子どもたちの健やかな成長にということでお聞きいたします。子どもたちの健やかな成長を祈ることは親御さんにとりましても、また教育をつかさどる教委行政、地域を支える皆さんにとりましても、この上ないことは申すまでもなく、至極当然のことです。有田川町内の教育現場は、先ほど同僚議員の質問にありましたが、ソフト面、ハード面から他市町村からもうらやましがられるほどぬきんで、教育長を筆頭に、教育部局皆さんや、学校関係者の皆さんの先進的な取り組みや、子ども教育に熱い情熱を注がれて、非常に充実した環境が整備されていること、また、子どもを取り巻く福祉につきましても、特段の福祉行政がなされていることに敬意を表するところでございまして、有田川町はまさに子どもはまちの宝だということを大々的に内外に示せるほど、非常に重要視しているまちだと改めて思うところでございます。

さて、全国に目を向けますと、今も昔も変わりなく、テレビ、新聞などの報道では子どもが犠牲となる痛ましい事件が連日のように流れております。限りないすばらしい未来が待っていたであろう子どもたちが無慈悲にも命を奪われる事件、また、みずからがとうとい生命を絶ってしまうという報道などを聞くたびに耐えられないくらい悲痛な気持ちになります。また、いじめや虐待などで心に傷を負った子どもたちの、その行く末を思うとき、人格形成時の極めて重要な時期の不遇な記憶は大きな心の障害として子どもたちの心の奥底に深く刻み込まれ、いつまでも残ってしまうことに悲しみを感ず、いたたまれなくなります。有田川町において、このようなまことに悲しい出来事が起こらないよう、日々、ただただ願うばかりでございます。

先日の新聞報道では、全国の学校、小学校、中学校、高校、特別支援学校で確認されたいじめの件数ですが、総じて18万5,000件に上ると報道されておりました。うち、和歌山県下では2,635件と、これまでで最も多く確認されたとのことでもあります。統計につきましても、文部科学省が各県教育委員会を通じて調査した上で、積み上げられた件数になるかと思えます。このいじめ問題は今に始まったわけではなく、私の学生時代からもありましたし、当然、それ以前からも根強くあったことだと思いますが、近年は以前からあるいじめに加え、スマートフォンの無料通信アプリ、ラインを使ったいじめなど、形態が変わっているのが課題であると言われております。国も多様化するいじめ問題に関し、今後は実効性のある対策をとということの中で、いじめ防止対策推進法を策定して、昨年、施行、いじめ防止のため、自治体や教育現場への対策を求めているところであります。

そのような社会状況を踏まえて、以下、数点について、お聞きいたします。まず、有田川町での、いじめの実態と不登校の状況はどうでしょうか。何件くらい確認されていますか。また、それぞれの主な理由として、いじめとの関連性はあるか。また、ほかにどのような理由があるかをお示しくください。

2点目は虐待についてということでございます。児童虐待には殴る、けるなどの身体的虐待、性的虐待や育児放棄のネグレクト、また言葉の暴力などの心理的虐待が定

義づけられております。これらは主に家庭内で起こることもありまして、なかなか介入しづらいところもあるかと思えます。しかし、いじめもそうでありますが、日常の学校生活の中で、子どものあからさまな傷や、ふさぎ込むなどの異変に気づいたりすることもあるかと思えます。そのような中で、現在、取り組んでいただいている、子どもと親の相談事業はさまざまなことに悩まれて、誰にも相談できない親御さんにとりましては、その道の専門家からカウンセリングを受けることによって、起こってはならない事態の未然の防止や、はげ口的な意味においても大事なことだと思います。これも国の定めたいじめ防止対策推進法の一環でしょうか。そういうことも踏まえて、我が町で取り組んでいる、いじめ防止対策推進法に関連しての内容についてお教えください。

加えて、実際にいじめを受けている子どもや不登校の子どもたちに対するその後のケアがどうなされているかということにつきましても、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、林業振興のために木質を利用するバイオマスの活用はどうかということとでございます。以前の議会でも同様の質問をして、提言もさせていただいたことがございますが、やはり山林を抱える町面積の割合が大きい有田川町にとりまして、林業振興の観点から今後の取り組みが大変重要であるとの思いから、今回、また改めてさせていただきます。長らくの林業不振は申すまでもございません。何とか山を動かし、林業を活気づけたいということも皆さんの共通の思いであります。しかしながら、依然、林業を取り巻く環境は厳しいところにあるわけでございますけれども、そういう中においても、やはり率先的に行動に出ることが必要ではないかと感じるところでございます。

そのような折、先般、同僚議員と地域の木材に従事する方などとともに、徳島県の三好市へ視察に行っていました。木質バイオマスの取り組みを実践されているまちであります。三好市では市直営の温泉施設1カ所、指定管理委託の温泉施設4カ所がありまして、ことしの4月からそれらの施設で、温泉の熱源を従来の化石燃料から木質にシフトチェンジして、薪を利用したボイラーを導入しております。木材を熱源にするものとして、ペレットやチップ、またパウダー加工等の形態がありますが、一番安価で加工できる薪は燃焼率も高く、非常に優秀です。ここでは詳しい内容につきましては省略させていただきますが、薪ボイラーを導入することによりまして、燃料費の大幅な抑制と間伐材の有効活用、加えて雇用の創出や林家への還元率向上というサイクルの中で、私はすばらしい取り組みだと感心いたしました。有田川町も温泉施設を有しておりますが、とりわけ温泉の湯沸かしにかかる燃料費の支出が経営の利潤を阻害しております。今後、この燃料費をどうにか考えないと、厳しい経営状況を打開できないと考えます。

そこで、町に対し、町内各温泉施設のボイラーを改修し、木質バイオマスの活用を

手がけられないかということについての見解を承りたいわけであります。折しも、今、衆議院選挙の真っただ中ですが、国は安倍政権のもと、地方創生を旗印に掲げております。今しがた、同僚議員の質問、また町長答弁にもありましたが、自発的に地域を元気に考える施策を提案する地方に対しまして、手厚い措置を講じていただけるものと認識しております。当町におきましては、活力ある地域創生に、林業振興が欠かせないと思っております。循環型で持続的なエネルギーである木材の熱源利用は長らく不振をきわめる林業市場の起爆剤となることと私は確信いたします。それらについての町長の御見解をお伺いしまして、私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

詳しいことは教育長のほうから答弁させますけれども、いじめ問題であります。おっしゃるとおり、今、いじめ、あるいは虐待によって毎日のように幼い命、あるいは小中学生の命が失われております。当町でも、そういう重大なことがあつてはならないということで、日々、努力を続けているところであります。

それでは、1点目につきましては、教育長が答弁を行いますので、私のほうからは2点目の林業振興のために木質を利用するバイオマスの活用についてはどうかという話にお答えさせていただきたいと思っております。

議員がおっしゃるとおり、有田川町にとって林業の振興というのは非常に重要な課題であると考えております。毎年度、森林整備事業を実施し、間伐、作業道の新設等を行っているところでありますけれども、昨年度におきましても、ほとんどが山林にそのまま放置する、間伐については切り捨て間伐になっております。これはいろいろな要件もあつて、多分、清水地域の山の頂上、急峻なところを下まで出すというのはコスト的な問題があります。けれども、本当に道の近くでも切り捨て間伐をやっているのが今の実情であります。

長期計画にもありますけれども、森林の多面的利用の促進、地球温暖化の防止や、有田川の水源林として、その機能が発揮できるよう、山林利用者や地域住民が一体となって、健全な森林の育成を行っていくためには、非常に重要な問題であると考えております。間伐材の有効利用等、林業振興につきましては、岡議員以外の議員からもいろいろと御提案をいただいているところであり、また木材関係に従事する方からも御意見を伺っているところであります。

議員がおっしゃるとおり、うちには3つの温泉がありますけれども、いずれも冷泉でありまして、加熱しなければ温泉の役目を果たさないということでもあります。その中で、燃料代の高騰によって、燃料代が3つの温泉の経営を非常に圧迫しているとい

う状況であります。たまたま、今、3つの温泉のボイラー、非常に老朽化しております。特に明恵峡温泉のボイラーについては近々変えなくてはならないというような、非常に老朽化したボイラー、これは3温泉施設ともにそういう状況に今、陥っているところで、間伐材を利用して熱源にしたらどうかということは大変よい意見だと思っております。地球の温暖化防止、それから低コスト燃料によるコスト削減、切り捨て間伐等の買い取り、搬出材の増量など、森林整備の振興にも多分つながると思います。今後も各施設でのコストの比較、それから、間伐材をどのくらい出してもらえるのかという量、価格、搬入方法、先ほど言ったように、今回のふるさと創生の事業に何かこういった名目がないか、いろいろなことを考えながら、多方面から意見をお聞きして、できるだけそういう方向で進めるように検討してまいりたいと思います。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

岡議員にお答えを申し上げます。

町長からもありましたが、やはり、いじめ問題というのは、教育委員会といたしましても、重要な問題と捉えて、一生懸命取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の、いじめの実態と不登校の状況ですが、本町でのいじめの実態として、平成25年度において把握しているいじめの件数は3件でございます。内訳は小学校が1件、中学校2件でありました。また、本年度においては、12月現在で4件であります。これは全て中学校でございます。原因といたしましては、人間関係のトラブルや悪ふざけから、いじめにつながっていくケースがほとんどでございます。子どもの精神の未熟さというのが、やはり目立ってきておるということでございます。

不登校については、25年度で28名となっております。内訳は小学校が5名、中学校が23名でございます。不登校の理由はそれぞれのケースや事情も違い、定かではありませんが、学力の不振、あるいは家庭環境、人間関係、コミュニケーション能力の弱さなどと推測されます。

2点目の、いじめ防止推進法を受けてでございますが、文部科学省が決めました、いじめ防止推進法を受け、同法13条に基づき、学校いじめ防止基本方針を各学校に制定させたところでございます。これを基準に学校全職員で課題を共有し、理解し、いじめの未然防止を図っておるところでございます。また、同法22条により、専門的な知識を有するスクールカウンセラーを各中学校に配置しており、事情により小学校へも派遣しております。また、いじめアンケートの内容チェックや気になる児童、生徒への対応と情報交換を行い、専門的な立場から助言をいただき、子どもの小さい叫びを察知する努力を行っているところでございます。

3点目のいじめ、不登校の子どもたちに対するケアについてでございますが、いじめ、不登校の子どもたちには根底には共通している部分が多くあります。子どもたち

に心を開いてもらうことが一番大切なことであり、個別に話を聞くことを大切にして、学校でも、保健室や相談室などを使い、つらいときや教室に入れないうきなど、居場所づくりや話を聞く機会をつくるなど、ケアを行っているところがございます。また、校内に教育相談部会を設け、チームで指導方針の共有化を図るとともに、定期的な担任の家庭訪問、あるいは状況に応じてのスクール・ソーシャルワーカーの訪問も実施し、ケアに努めているところがございます。いずれにいたしましても、人間関係の改善が大切なことから、仲間意識や人権意識を高める指導もあわせて行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

8番、岡 省吾君。

○8番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。御答弁、ありがとうございました。

いじめや虐待につきましては、非常にデリケートな問題であるし、それらの問題の解消についてはしばらくの期間も有することと思います。いじめは子ども社会の問題ではなくて、大人の社会でも今、大変、社会問題となっているというような状況の中で、大人であれば対処法も心得て、対応することができるかなと思いますけれども、子どもは特に繊細な心の部分があって、なかなか子ども同士では解消するのが難しいかなと思います。

もっとも、いじめをゼロに近づけていくという努力は必要であるわけでありましてけれども、現実としてどうしてもそういう事案が出てくるという中で、うちの町も全体で3件の事案があるということをお示しいただきました。少ない件数でありがたいなと思いつながら聞かせていただきましたけれども、やはり件数がどれだけ出たから是正せよということではなく、やはりそれまでのプロセスや、その後のケア、フォロー、これが最も重要であると考えている中で、いじめに対して積極的に調査とか、統計とかをとってくれている教委とか、学校関係者の皆さんの日ごろからの、積極的な取り組みに対して、本当にありがたく思っております。

今後とも、道徳教育の中でいじめの問題に向き合う授業、また命のとうとさを植えつけられる機会を変わらず取り組まれて、子どもたちの健全な成長のために頑張りたい。

また、ネット環境が充実して、情報化社会の中で多様化するいじめ、先ほども言いましたけれども、ラインとかいろいろな形態があると思うんですけども、また、そういうモラルやルールの認識できる体制づくりに今後とも取り組まれないと思つます。

バイオマスとの関係につきましてですけれども、今、町長から御答弁をいただきました。本当にこれからの有田川町の存続は林業の振興にかかっているというぐらひ、私も思つておまして、今の答弁は前向きな御答弁であったと思つます。これからもど

うか、この問題について研究して、実現に向けて取り組んでいただけるように御尽力
いただきたいと思います。

質問に対する答弁は本当に前向きな答弁だったということを認識いたしまして、私
の一般質問を終わります。答弁は結構でございます。ありがとうございました。

○議長（湊 正剛）

以上で、8番、岡 省吾君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。1時から再開します。

~~~~~

休憩 11時41分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

一般質問を続けます。

……………通告順5番 2番（小林英世）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、2番、小林英世君の一般質問を許可します。

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

2番、小林です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告書のとおり、3項目、11の質問をさせていただきます。

まず、1項目めは自主防災組織についてです。昨今、自然災害が頻発し、多くのと
うとい命が、あるいは財産が失われてきました。財産は守れなくても、命だけは守る
のだという、これは知事の言葉なんですけれども、そんなことをこの前から何回かお
聞きしました。そのためには自助、共助、これが不可欠でありまして、自主防災組織
に求められるものも多いと思います。本町では、まだ組織できていないところもある
とお聞きしますが、組織化されたところでも積極的に活動している地域もあれば、そ
うでないところもあると思われれます。巨大地震や台風、降雨による土砂災害、あるい
は洪水などの自然災害から命を守るため、自主防災組織の使命は非常に大きいと思
いますので、以下の4つの質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、自主防災組織を立ち上げて活動する、その活動の内容ですが、
地域の防災意識を高めるため、啓発活動とか、防災訓練等、平時にする活動と、災害
時に行う活動があると思います。災害時に自主防災組織の行う活動として、どのよう
なことを想定されているのか、町長にお尋ねします。

2つ目は、自主防災組織の提出書類、防災組織関連の提出書類について、担当部長

にお尋ねします。組織の設立に際して、規約あるいは組織構成図、そのようなものを出していると思います。その内容をどのように吟味されているのか、組織を実際に動かすのに不備がないのかという観点でチェックされているのかどうか。そういうことをお聞きしたいと思います。

3点目です。災害時の安否確認というのは非常に重要なことであると思います。その際に、名簿、あるいは家族構成などの情報というのは非常に不可欠であると思うのですが、またこの情報は個人情報ということで、個人情報の保護ということも考えられます。地域差が大きいので、例えば隣近所、皆、知り合い、隣近所のことはよくわかっていますという地域もあると思うのですが、転入とか人の移動の多い地域で個人情報と実際に防災関係に必要な情報、それをどのように扱えばいいのか、担当部長にお尋ねします。

4点目です。指定避難所以外に、一時避難所として地域にある会館とか集会所、そういうところを使えないのでしょうか。また、どのように使えばいいのか、そういうことを担当部長にお尋ねします。

続きまして、2項目めであります。2項目は巨大地震に関してであります。10月の終わりだったと思うのですが、県の被害想定も出されました。その中で我が町は最大震度、3連動で震度6弱、南海トラフの地震では6強というふうに想定されております。3連動というのは、100年に1回起こるのではないかとと言われていまして、マグニチュードは8程度。南海トラフのほうは1,000年に1回、マグニチュードは9程度を想定されていますが、この前の東北の地震はマグニチュード9強です。だから、起こらないという保証はありません。特に最近、火山活動も活発です。ごく最近では長野でも震度6程度の地震がありました。このような状況の中で、私たちも備えなくてはならない。情報をしっかり共有して、備えなくてはならないと思います。

その想定の中で、最悪の想定をすれば、例えば豪雨で土砂災害の警報が出ている、そのような時期に巨大地震が起こったらどうなるのか。そういうことも頭のどこかには置いておくほうがいいのではないかと。危機をあおるといっているのではないのですが、できるだけ備えていかなければならないと思います。どっちにしても30年内に発生確率が70%と言われる巨大地震です。知恵を出し合って、しっかり備えるということが大切だと考えていますので、その件について4つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目は巨大地震に対する町民の防災意識、それをさらに高めるための具体策、こういうことを担当部長にお尋ねします。

2つ目は、巨大地震が起こったときに本町の被害をどのように想定しているのか。県の被害予想というのはあるのですが、町独自でそれをどのように考えているのか、まだ出たてで時間的にないかもわからないのですが、今の段階で担当部長にお尋ねします。

3番目です。巨大地震のときの指定避難所の定員は足りるのかということでありま

す。指定避難所は何カ所か設定されていますし、例えば私の地域だったら御霊小学校の体育館というふうになっているのですが、そのときに、どの程度の地震で、どの程度のキャパを持っているのか、どういう想定をしているのか。私のところは、400人、徳田地区全域で400人というふうなのですけれども、それが多いのか少ないのかというのを少しお尋ねしたいと思います。

4つ目ですけれども、先ほど、ほとんどあり得ないような話を想定させていただいたのですが、土砂災害の警報が出ている。巨大地震が起こった。二川ダムが大丈夫なのかということでもあります。あのダムは壊れるということは、私も考えないのですけれども、山崩れとか、土砂崩れで大量の土がダムの中になだれ込んでいったというような状態のときに、下流は大丈夫なのか、水は大丈夫なのかという心配であります。これもお聞きしたいと思います。町長にお尋ねします、この件は。

最後の項目であります。水道料金についてであります。2月から水道料金については何回か説明を聞かせていただきました。ただ、私は今の水道料金が適正であると、町民に自信を持って説明することが、まだできない。勉強不足でできておりません。以下の質問にわかりやすくお答えしていただき、町民に自信を持って、胸をはって説明したいと思いますので、簡単によろしくお願いします。

まず、1つ目は湯浅町への分水の件であります。その経緯、あるいは価格の決め方、価格の推移について、担当部長からお答えいただきたいと思います。

2つ目です。水道料金の他町との比較というのを、今、いろいろなもので発表されております。例えば、13ミリメートルの口径で10立方メートルの使用、ほとんど水を使わないという家なんですけど、こういうふうな状況で広川町、あるいは湯浅町と比較しても、360円、300円ぐらいは違うと思うのです。有田市とも違います。我が町は県内でも上から6番目程度の高さではないかなと思うのですが、経費の問題だと思うのですが、内容をもう少し、これだけ違うのはこういうふうな状況であるからというふうな内容を説明していただければありがたいと思います。担当部長をお願いします。

最後の質問ですが、今後の我が町の水道料金の見通しを町長にお尋ねしたいと思います。

以上で、一度目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、自主防災組織のお尋ねであります。本当に、近年、至るところで災害が多発しております。うちの町でもいつ起こってもおかしくないような状況にありまして、災害が起これば、まず自分の命は自分で守ることが第1条件だと思

ます。よく、自助、共助、公助と言われますけれども、公のほうは、この広い地域で大災害が起これば、まず麻痺するのが確実であります。その中で自助とか共助というのは非常に大事になってくると思います。

阪神淡路大震災や東日本大震災でもそうであったようであります。地域住民自身が自分の命は自分で守る、自分たちの命は自分たちで守る、これが最も重要であり、事実、助け出された人の大半が災害発生直後に、地域住民により助けられています。このような地域住民同士がいざというときに避難を呼びかけ、誘導、救出、救助、初期消火、避難所の運営などを自主的に行っていただくことを、自主防災組織の方々に願っております。ただ、自主防災組織の方については、もちろん専門的な知識を持った方もおられますけれども、ほとんどは専門知識を持っていない方ばかりであります。こういった方には本当に危険を冒してまで、消火や救出活動に当たっていただくことは求めておりません。そういうときは、そのような情報を自主防災組織のほうからいち早く、役場のほうに御連絡いただけたということが大切であると考えております。

それから、2点目の巨大地震について、二川ダムの問題がありました。土砂災害警報発令時の巨大地震発生でも二川ダムは心配ないのかという質問についてでございますけれども、以前から何人かも御質問をいただきましたとおり、二川ダムはダムの設計基準に基づいて設計されており、また過去のほかの地域での地震発生時においても、ダムに甚大な影響がなかったことから、大丈夫であるという県の考えでありますけれども、今回、御指摘のケースでは地盤が緩んで、土砂が大量にダムに流入し、ダムに影響を及ぼす場合を想定してのこととあります。町としてはそういう情報をいち早くダム管理事務所や、ダム周辺住民の方、消防団の方から得られるようにして、下流域住民の避難を迅速に行えるようにしていきたいと思っています。

この前も、国の会計院のほうから二川ダムの堆砂、これが異常であるという指摘を受けて、新聞にも載っていました。これを受けて、県もこのままでは放っておけない事態に来ているのではないかなという考えを持っていますので、これもダムの堆砂の搬出については、これからも県に強く要望していきたいと思っています。

それから、3つ目に、水道料金の話がありました。湯浅、広川、有田市より高いのではないかと御指摘でありますけれども、実際に今の1市2町に比べたら高いです。水道というのは本当に安心してきれいな水を飲んでもらう。あるいは、少しの災害等で、小さな地震でも管路が壊れて断水のないように、常日ごろから整備をしていかなければならないということと、今、水道料金については決して町が勝手に決めたわけではなくて、ある程度の基準をもってやっております。ただ、有田川町は今、特に吉備地域についてはどんどん、徳田地域もそうですけれども、どんどんと人口が増えていまして、そのために水道の施設が非常に新設も多くなっていますし、議員さん皆さん御承知のとおり、できるだけ体力のあるうちに、今の古い管を更新しようということで、毎年のように古い管の更新をかけております。そういった意味で、今の料

金としては決して高くはないという考えで、設備投資も含めまして、今の料金はそんなに高くはないと。実際、同じような規模の町村とも比べますと、よく似た料金の設定でありますので、現在のところ水道料金の値下げについては考えていないところであります。

以上です。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

それでは、小林議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。何点かございました。

まず、自主防災組織に関する御質問の2点目でございます。提出書類にはどんなものがあるのかということでございまして、自主防災組織の任務分担計画書というものがございまして、それに記載の役割分担等についてでございますが、そこに記載されている方々につきましては、消防団員以外でお願いしておりますが、なかなか消防団員も手伝ってほしいよというのがありますので、団員も入っているところもございまして、いや、それ以外の方であれば、仕事等でこういう方がだめであるとか、特に指導はしてございませぬ。人によっては勤務の関係で災害が起こったときに、その地域に不在の方もおるかもわかりませぬ。また、その日、その都合によって、その場におられないこともあるかもわかりませぬので、役場から説明するときには、そういうことも多々考えられますので、その方に任せきりにするのではなく、いざというときには何をしたらいいのか、みんなで共有していただきまして、協力し合えるよう、説明するようにしてございまして、今後におきましても、そのように研修等で説明していきたいと思っております。

同じく、3点目の安否確認の名簿についてでございますけれども、要援護者の名簿につきましては、本人または家族の同意を得た方については、自主防災組織にお渡ししておりますが、それ以外の方で、一般住民の方を含めた名簿については個人情報保護の観点から、お渡ししてございませぬ。今後においてもこれは難しいと考えてございまして、安否確認等において、地域住民の方の情報については、その地域の住民の方が一番よくわかってございまして、しかしながら、近年、他の地域から転入されて来た方も多い地域がございまして、近くに住んでいるか、どういう家族構成かもわからないという方も多くなってきているのが事実でございまして、今後は地域のコミュニティが図れるような取り組みも大切であると考えてございまして。

それと、4点目の公民館を一時避難所にとということでございまして、一時避難所につきましては、各地区において町指定の避難所に行くのに危険であったりとか、一時避難所に一旦集まって、その後において町の避難所に行く場合等々において、一時避難所を地区で指定していただき、開設するために、その地区の集会所等を利用

していただけたらうれしいかなと、このように思っております。ただ、長期の避難生活を余儀なくされる場合におきましては、町指定の避難所に行ってもらおうということが本義でございます。ただ、災害規模によりまして、町指定の避難所では収容し切れない場合におきましては、臨時に、議員御指摘の公民館等々についても町で地区の集会所を指定避難所として利用させていただく場合も今後は考えていかななくてはならないのかなと思っております。

巨大地震に関しての1点目でございます。防災意識を高めるための施策についてでございますけれども、和歌山県では昔から、90年から150年の周期で繰り返し大地震が発生しております。今後、30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率につきましては70%以上と言われております。このようなことから、住民の防災意識を高め、地震が発生したときの被害を少しでも少なくする、これが一番大切であると思っております。

今後におきましては、地域防災計画の見直しの中で、自主防災組織を通じた研修会等々や、自主防災組織のリーダーの育成、そして自主防災組織の中の方が防災士等の資格取得をするための町の補助とかを考えていきたいと思っております。また、住民向けの研修会、学校での防災教育についても検討していきたいと思っております。

2点目の被害想定に関してでございますけれども、ちょっと質問に対する回答をする前に、ちょっと議長さんに許可をいただきまして、A4サイズ1枚を各議員さん及び執行部のほうへ配付願いたいと思うのでございますけれども、許可していただけますでしょうか。

○議長（湊 正剛）

ただいま、武内部長から資料配付の申し出がありましたので、これを許可します。

〔資料の配布〕

○議長（湊 正剛）

続けて、どうぞ。

○総務政策部長（武内宜夫）

この1枚につきましては、先ほど小林議員も質問の中にありました、和歌山県が平成26年10月28日に公表した地震被害想定を、我が町と和歌山県下の表で、抜粋してまとめたものでございます。この後、説明させていただくところで使う数字と申しますと、一番左で言いますと、震度のところでは建物被害の部分と、2番目の人的被害、そして一番下の避難者の数というところを、この後の答弁で使用させていただきますので、この表も見てくださいと思います。

それでは、続けさせていただきます。被害想定に関してでございますが、県が発表しています南海トラフ地震、東海・東南海・南海地震の同時発生、これを3連動と呼んで、今の表の真ん中のところでございます、呼んでおるのでございますけれども、

これらの地震発生時の当町での被害想定では、3連動で震度5弱から6弱、南海トラフ地震で、震度6弱から6強で、3連動で建物の全壊が66棟、死者3名、重傷者4名、南海トラフ地震で建物の全壊が890棟、死者38名、重傷者55名となっております。その他の被害想定については、概略はお配りした資料でございますので、後ほど、もう一度見ていただきたいと思います。

それと、3点目でございます。指定避難所の定員についてでございますけれども、県の想定におきましては、避難者数は3連動で1週間後が最大4,100人、一番下の数字でございますけれども、4,100人。南海トラフ地震発生で、1カ月後が最大で4,600人となっております。現在、町指定の避難所の定員は約9,400人以上で、計算上は足りているということになるのでございますけれども、災害が発生した場合、どういう状況が発生するかもわかりませんので、その場合には議員から御指摘がありました、学校であったら一時的に教室を避難所として利用したり、また地区の集会所を臨時に避難所として指定し、開設することも考えていくことが大事かなと思っております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

小林議員の水道料金についての御質問にお答えいたします。一部、町長の答弁と重複する部分もありますが、お許し願いたいと思います。

湯浅町の分水について、その経緯、価格の決め方、価格の推移はどうかという御質問について、まず経緯について説明いたします。昭和47年3月30日に吉備町水道事業が認可されました。その約半年後の昭和47年10月19日に湯浅町から水道水供給の依頼がありました。これを受けまして、事業の変更計画を策定し、昭和48年6月19日に湯浅分水を含む、吉備町上水道事業変更認可申請が認可され、1日最大給水量が5,250立米から8,250立米に変更されました。昭和50年5月1日に吉備地区全域に給水を開始し、昭和51年4月1日に分水を開始いたしました。

続いて、1立米当たりの料金の推移と決め方について、税抜きで御説明いたします。昭和51年度から52年度については40円80銭であります。昭和53年度から54年度は49円60銭でございます。昭和55年度は分水を停止しております。ここで昭和55年度までについては、分水に必要な経費を積み上げまして、年間契約水量109万5,000立米ですが、これで除して割って算出しております。昭和56年度から平成3年度と、平成4年度から平成13年度については、分水にかかる起債償還費用2,007万5,000円を基本料金と定めまして、それを超過すれば、家庭用水道料金の半額としております。超過した分は半額でありますので、昭和56年度から平成3年度については55円、平成4年度から平成13年度は70円と

なっております。平成14年度から平成23年度は89円でございます。このときについては、改定前3年間の平均の単価を参考にして算出しております。平成24年度からは、120円31銭、これは分水のみに限定した原価計算により算定しております。

2点目の1カ月に10立米を使用したとき、湯浅町との比較で360円程度の差があるが、その原因は何かとの御質問ですが、当町の家庭用の消費税込みの水道料金ですが、10立米までは1,512円、11立米から100立米までは1立米につき、151円であります。一方、湯浅町は同じく家庭用の消費税込みで8立米までは954円で、9立米から20立米までは1立米につき121円となっております。10立米使用した場合、当町では1,512円、湯浅町では1,196円であり、316円の差があります。口径13ミリメートルの場合、メーターの使用料に湯浅町と45円の差がありますので、316円と45円、合わせて361円の差がございます。その原因は何かとの質問でございますが、水道料金につきましては、各事業体において定められるものでありまして、経営状況、地形、給水区域の範囲、設備投資の状況等、それぞれの事情により違いがございます。湯浅町と比較しますと、10立米当たり361円高くなっているのはありますが、同規模水道事業の家庭用料金の全国平均と比較しても、そんなに変わらない、同じような水準となっております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

2回目の質問をさせていただきます。質問及び感想なども含めてですけれども、まずは丁寧な御答弁をありがとうございます。

1項目めと2項目めは防災関係であります。まず、自主防災のことを先に話させていただいたのですけれども、2項目めの巨大地震のときの対応も含まれていることでありますが、まず必要なことは、どういうことが起こるのかというのは、今、想定していても想定外のことというのは当然、起こると思います。そのときにどのように対応するかというのが必要なのですけれども、先ほどからの答弁にもありましたように、柔軟に対応する。固定概念で動くのではなくて、そのとき、そのとき、今まで想定していたこと以外のことで、積極的に対応してくれるということで、非常に安心感を持っております。しなやかに対応することが大事だと思うんです。

ただ、自主防災のことなんですけれども、自主防災というのは組織化していけば、リーダーがあって、その下に幾つかの組織が出てくるわけです。そうすると、リーダーの指示というのが非常に大きな責任を伴うこともあると思うんです。隣近所が助け合う、隣の人がたんすに挟まれている、皆、助けにいきますよね。これは普通だと思うのです。でも、自主防災でもしするならば、誰々さん、ここの家に何かありました

よ、ちょっと危ないけどもというふうになるかもわからない、その瞬間は。そういうふう組織化していけば、していくほど、責任が新たに生まれるのではないかなと思います。だから、そういうふうなこともこれから検討していただきたいと思うし、そういうことを検討されると思うのですが、そこらを町長に後でお答えいただきたいと思います。

次に、巨大地震のことを話させていただいたんですけれども、先ほど一時避難あるいは指定避難のところで、避難者の人数なんですけれども、私は県の想定が甘いのではないかというふうに思ったわけです。なぜかといえば、巨大地震が起こるといことは、同じ程度、やや弱い、6の地震が起こるのであれば、最大震度5の余震が起こる確率が非常に高いわけです。だから、そういうことを想定すれば、危険だから避難するという人もあるんですけれども、心理的に家でいるのは心配だ、また大きな地震が起こらないかなということ、どんどん避難してくる人も多いのではないかな。さらに、想定されているのは、津波なんかは非常に大きな被害をとということで、有田市も広川町も湯浅町も、ほぼ半分のところは被害を受けるはずなんです。そうしたときに、そこで避難された人はどこへ行くんですか。つまり、有田市も湯浅町も広川町もなかなかそこだけでというふうには行かない可能性もあります。つまり、他町からの避難というものもあるのではないかなというふうに思います。その辺についても、もう一度質問させていただきます。

それから、3点目の水道料金のことなんですけれども、ここには直接関係がないかもわからないですけれども、先ほども論議がありましたように、活性化したまちづくり、外から人がどんどん有田川町に移住してくる、あるいはUターンしてくる、Iターンしてくるというふうなまちづくりを目指すというのであれば、やはり、水道料金のような絶対必要な料金というのは安いほうが、僕はいいと思っています。特に若い、子どもたちをこれから育てようとする、あるいは年金生活をしようとする、そういう方々にとっても水道料金というのは安心で安全で、しかも安いというのが物すごく大事だと思います。だから、そこらのところ、可能性があれば、これからもどんどん追求していただきたい。そういうふうな観点で質問させていただいたので、ぜひ、前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、自主防災の話でありますけれども、小林議員がおっしゃったとおり、組織化によってトップに物すごい責任が出てくるのではないかということでもありますけれども、自主防災も年に何回かお寄りいただいて、研修会も行っています。そういう観点も含めて、これからみんなで議論して、一定方向へ進めていきたいと思っています。

それと、水道料金の話ですけれども、もちろん湯浅分水と町内の使用料との差というのはございます。これはなぜかといいますと、ただ湯浅分水については、水を送るだけ、町内については先ほど申し上げたとおり、家庭までの送水管の更新を含めて、いろいろなことを行っていく必要があるのも、今、多額の金をかけてやっております。これからどんどん人口がふえて、また給水人口がふえれば値下げも可能かと思えますけれども、とにかく上水道というのは企業会計で行っていますので、赤字を出すことにはならないということで、一生懸命努力してやっていますところであります。おかげさまで給水人口というのも年々増加してきております。おかげで漏水の率も、管を変えているおかげで非常に低くなってきております。おっしゃるとおり若い人に住んでもらうには、いろいろな公共料金が安いのにこしたことはないということは、重々承知しております。そういうものを含めて、物すごく暴利をむさぼっているというわけではありませんので、いろいろな水道事業としては新しい管への更新であったり、新しくふえる住宅団地への送水管の埋設であったり、多々いろいろな事業を行っていますので、今の料金についてはいたし方ないのかなというのが私の考えでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（湊 正剛）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

今、町長の答弁で、まず1つ目の、皆で論議していくという、防災関係の姿勢、非常にありがたいと思えますし、必要なことだと思います。ぜひ、よろしく願います。

それから、後の、水道料金のほうなんですけれども、できれば、この場で納得したよと言いたかったのですけれども、やはり私のほうの勉強不足もあると思えます。これからはしっかり勉強させていただいて、できるだけ早い時期に納得したいと思えます。今後ともよろしく願います。前向きに検討してください。

以上です。終わります。

○議長（湊 正剛）

以上で、小林英世君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 14（増谷 憲）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、14番、増谷憲君の一般質問を許可します。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

有田川町議会会議規則第61条第1項の規定により、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます

私は今回3つの問題について通告しております。順次させていただきます。

最初の質問であります、公共施設等総合管理計画について伺います。公共施設等総合管理計画は、総務省がことしの4月、公共施設などの全体を把握して、長期的な視点で施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設などの最適な配置を実現するために、公共施設等総合管理計画の策定を推進するよう要請されていると思います。

そして、記載事項、留意事項をまとめた、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針も出されています。この計画は町内の学校や公民館、道路、橋などの補修、改修、延命措置、長寿命化、老朽対策化にあります。公共施設の現況を総括的に整理、分析し、将来に向けて維持管理や更新費用の総額試算や施設の充足配置状況、施設分類ごとの特性、サービスの需給と利用実態などに関する課題を整理するとなっています。これにより、財政負担の軽減、平準化、公共施設の効率的な活用と適正な維持更新の検討の基礎的な資料となるとなっています。

そこで、まず第1点として伺いますが、有田川町もこの計画を作成するよう義務づけられているのでしょうか、お答えください。

第2点目として、この計画の内容についてはどのようなになっていますか。

第3点目として、作成の目標年度と、作成に当たって民間に委託を考えていないのでしょうか。

第4点目として、計画の作成には特別交付税での算入とありますが、財源の見通しはどのようにでしょうか。

第5点目として、計画に基づく延命措置や更新費用、撤去費など、また管理費などはどのように試算していくのでしょうか。例えば平成25年度で公共施設整備基金は16億円ありますが、これらも含めて今後の見通しをどのように持っておられるのでしょうか、伺いたいと思います。

次の質問に移ります。鳥獣被害対策について伺います。今、自然環境を取り巻く状況は一変してきています。山村地域での人口減少、森林の整備が進まなくなったこと、里と山との境界がなくなり、えさ場になってきたこと、耕作放棄地の増加、降雪の減少などで自然死が減って、また道路の凍結防止剤の塩分を含めて、繁殖力が高まっているということも挙げられています。この環境の変化は野生動物には好環境となってしまう、生息地域の拡大、個体数の増加で、各地の農産物に被害をもたらしています。先日も、私、地元の吉原の方に、七神のミカン畑のシカ被害を見てほしいと言われました。これがそのときのミカン畑の被害の実態であります、本当に大変な状況になっています。植えて二、三年のミカンの木の皮がむかれた状態になって枯れていました。この周辺のみかん農家は皆、被害を受けているということでありました。また、住民が動物にかまれてけがをしたり、自家用車にシカなどがぶつかり、自家用車が廃車にならざるを得ないことも起こっています。

一方、これらの対策についてはどうかといいますと、有田川町での有害鳥獣対策で

平成19年から平成25年度までの7年間をとってみますと、シシが3,407頭、年平均486頭、シカで1,641頭、年平均323頭、サルで841頭、年平均120頭となります。そして、被害防止に要した費用が平成22年度では1,883万円、シシ、シカ、サルを1頭捕まえるのに1万9,000円かかっています。平成23年では7,095万円、1頭を捕まえるのに5万6,000円かかっています。平成24年度では7,647万円、1頭を捕まえるのに5万1,000円かかっています。平成25年度では4,422万円で、1頭を捕まえるのに3万1,000円かかっています。全国的には農作物の被害状況は毎年減らずに200億円前後で推移しているように、これだけ毎年駆除しているのに、減少している様子がありません。

そこで、1点目として伺いますが、有田川町における被害の現状をどのように把握されておられるのか、特にシシ、シカ、サルなどの農産物などへの被害についての総額と、農産物被害全体に占める比率はどのようになっていますでしょうか。

2点目として、一向に減らない鳥獣被害ですが、農家も高齢化して畑の管理が十分できない状態になってきていますし、また猟友会も高齢化で会員の減少でなかなかすぐに対応できなくなってきました。被害軽減対策も抜本的に強化する必要があるのではないのでしょうか。対策を求めます。

3点目として、最近、シシ、シカ、サルに次いで被害が出てきているのがカラスによる被害であります。金屋の生石地区では、ナシとトマトが重要な農産物ですが、ことし何十羽とカラスの群れが押し寄せました。自衛手段として網を張ったり、ラジオをずっとつけて音を鳴らしたり、7万円も出して自動的に音を出す機械を据えたりいたしました効き目がなく、多くのナシ農家が被害を受け、全滅に近い状態、半分以下の収穫しかできない状態にもなっています。カラス被害への対策も講じる必要があるのではないのでしょうか。制度化を求めます。

4点目として、個人でわななどを仕掛ける場合、初年度の経費への補助はありますけれども、次年度以降への補助がないため、結構な経費がかかります。ですから、やめる理由の1つにもなっています。次年度以降でも免許更新時には費用への支援策が今後要ってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

5点目として、有害鳥獣の生息している場所を把握して、そこでの適切な個体数の維持、食料となる植物の育成などで管理できるような体制がとれないかということがあります。結局、個体数の減少という、その場の対応ではなく、これからは抜本的な対策をしないとイタチごっこになってしまうと、専門家が指摘しております。とりあえず、里と山の境界を明確にできるようにして、人里へは来られない対策、耕作放棄地の対策や、人と動物の環境の境界をきっぱりとつくるべきではないのでしょうか、御答弁を求めたいと思います。

最後の質問であります。光ファイバーの導入についてであります。現在、金屋地域においては、34局については光ファイバーが導入されておりません。山間地域で

も都会と同じように情報の享受、発信ができることを希望されている方がいます。特に人口減で高齢化に悩む地域に、若者に住んでもらうためには雇用の場とあわせて、情報網の整備が必要だと言われています。近年、山間地域に移住してこられた方もあり、そこで起業されている方もいます。仕事上、情報の発信は特に今、大事になってきています。徳島県神山町では田舎で暮らしながら、都会のオフィスで仕事をしているのと同じくらいの仕事ができるように、ブロードバンドを整備しています。ですから、都会から有能な若者が移住してきて、全国から注目を浴びています。

そこで、34局地域、五西月早月地区での光ファイバーの整備について伺います。以前、この地域はテレビの整備のときにブロードバンド化もあわせた整備をしませんかということがありましたけれども、断った経緯もありましたが、テレビだけに重点を置いた説明になっていたのではないのでしょうか。このような経過もあり、現在、事業所による整備に見通しが無いと言われています。しかし、平成14年に創設された加入者系光ファイバー網の整備事業があります。事業が見込めない条件不利地域において、地方公共団体による加入者系光ファイバー網を整備し、地理的情報格差の是正を図るという事業であります。国庫補助が3分の1あります。秋田県由利本荘市や、本荘市の矢島町や宮崎県木城町などが整備をしています。木城町では町が代表者となって、NTTと契約し、町が整備した光ファイバーを活用し、町役場と通信事業者との連携で通信基盤整備を進めています。町民向けに独自の料金体系でサービスを提供しています。整備事業としてはイントラネット整備の1億3,000万円を入れて、合計5億5,000万円、そのうち工事費が2億5,000万円、送受信装置で5,000万円、光電変換装置に4,000万円となっています。また、ランニングコストでは年間3,300万円、サービス利用料が2,300万円、保守管理費が400万円、情報管理センターの1人の人件費分が260万円となっています。収支をお聞きしましたら、これまでとんとんでありましたが、ことしは消費税が8%に上がった分を上げていないので、その分が赤字になっているということでありました。過疎地で高齢者が多い地域でありながら、加入世帯は690世帯、全世帯の34.7%と、12の会社が利用しています。個人の初期投資は1万8,000円弱、法人では4万4,000円弱、月額の利用料は個人で3,800円、法人で8,100円となっています。町が整備するには一定の費用がかかりますが、国の3分の1補助や過疎債が使えるので、町の持ち出し分は約1億1,000万円とお聞きしています。そして、加入促進が難しいのに、ここでは34%もあるのは導入前からインターネットの使い方などを趣旨にした講習会の開催や、パソコン講習会の開催、無料のパソコンのメンテナンスや細かい相談に応じてきたことが加入促進につながったと聞いています。このようなことから、この事業で整備ができないかどうか検討してはどうか。また、仮にこの事業が終了していったとしても、中山間地域総合整備事業、農村漁村地域整備交付金の情報基盤施設整備事業や過疎計画に入れて、過疎債の活用やまちづくり計画

に入れての特例債の活用で事業化できないか検討してはいかがでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、公共施設等総合管理計画についてのお尋ねであります。まず、1点目の公共施設等総合管理計画について、これは計画の策定については義務づけられていません。けれども、将来にわたる公共施設の更新計画を立てるため、当町においても計画を策定したいと考えております。

次に、計画の内容でありますけれども、この計画は全ての公共施設を対象に、老朽化の現状や利用状況を初めとした公共施設の状況、総人口や年齢別人口についての今後の見通し、中長期的な維持管理、更新等の費用の見込みを含んだ、財政収支の見込みを10年以上の期間を定めて策定するものであります。なお、策定の目標年度は平成28年度で、民間委託を考えております。

計画策定の財源につきましては、今年度から平成28年度までの3年間、特別交付税で2分の1が措置されることになっております。残りの2分の1は一般財源となります。

計画を実施するための財源でありますけれども、現在、積み立てをしている公共施設整備基金を活用してまいりたいと思います。

2つ目の鳥獣害対策についての御質問でありますけれども、1番の被害状況についてであります。平成25年度の実績でありますけれども、被害面積は1万5,489アールで、被害総額は2,698万6,000円となっております。そのうち、イノシシについては1,715万7,000円、シカは487万5,000円、サルは402万6,000円の被害が出ておまして、合計2,605万8,000円となりまして、この3つの鳥獣害で96.5%以上を占めております。

2番の被害軽減のためには、防護策等の鳥獣被害への対策の予算の増額や、高齢化等による、年々、会員が減少してきている猟友会に対して、特に有害駆除を行ってくれる狩猟者への更新登録等への補助金については検討させていただきたいと思います。

3番目のカラスの被害については、非常に少ないのですが、これも実際にブドウ畑とかナシ、そういうことも聞いていますので、捕獲報奨金の交付や捕獲おりの購入等についても検討していきたいと考えます。

4番の狩猟者への更新、登録等への補助金についても検討していきたいと考えます。

5番目の生息地への管理体制でありますけれども、御存じのとおり、昔は集落と山との間を集落で維持管理していました。しかしながら、農林業の衰退とともに、高齢化、過疎化が進展し、集落機能が維持できない状態となり、里山が人間活動の衰退に

伴い、本来の生息地である山と集落との間の緩衝帯としての機能がしなくなり、野生鳥獣による被害が大きくなっているわけであります。現在、有田川町でも里山に加えて、耕作放棄地の農地も非常に多くなっており、さらに野生鳥獣が接近してくるという状況になっています。中山間地域直接支払制度や耕作放棄地再生利用交付金などにより、放棄地の削減に取り組んでいるところでありますけれども、なかなか難しい状況であります。耕作放棄地になっている現場及び里山の管理までできる仕組みをつくることとなると、さらに難しくなるため、今後も検討していきたいと考えております。

次に、3点目の34局の光ファイバーの導入についてであります。これは何も放っているわけでは、実際ありません。もちろん、まずNTTさんとも今年度、交渉しました。NTTいわく、これは費用対効果があるので、これは本部が決断することになっていきますということで、ただ、本部へは上げてくれているようであります。何も、この光ファイバーのついていないところは和歌山県にもたくさん市の町村に実際あるわけで、この間も、ある町長さんが、うちもあるんやと。あるので、一遍、ほかの町もあるので、共同で国なり県へ一回交渉したらどうだという話に今、なってきたております。私も34局だけが光ファイバーが入っていないというのは、昔から気になっているところでありますので、いろいろな方法を使って、この間も国の総務省とも話をしていたのですけれども、いい方法はないことはないんやという話で、1回、聞かせてもらいますということで、話をしています。これは有田川町だけではなくて、ほかの市町村にもたくさんあるようで、共同してやろうかという話に、今のところなってきたていますので、できるだけ34局も補助金等々でつけられたらいいのになと思いますので、これからはいろいろな可能性を探しながら検討していきたいと思えます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷、再質問をさせていただきます。

最初に、3問目の、光ファイバーの導入についてから、伺っておきたいと思えます。行政がしっかり援助してでも、地元がしっかりしていないといけないと思うので、利用者が少なかったら、業者も参入してこないということがありますので、地元の協力体制をつくれるように、町のほうから積極的な働きかけが要るのではないかと思うのです。先ほどの宮崎県の本城町では、導入前から自分たちで盛り上げてきたと、導入しやすいように。そういう取り組みがなかったらあかんの違うかなと思うんです。希望者をつくる講習会とかをやったらどうかなと思うのです。34局地域は、大体、486世帯あるんです、五西月、早月で。本城町のように30%いけば、御の字やということをおっしゃっていますので、仮に30%としたら、140世帯ぐらいになってくるのです。最低140世帯ぐらいの数が見込めないのかという具体的な数字も出てくると思うので、そういう試算も含めて、地元への強力な働きかけを求めておきたいなと

いうふうに思います。

それから、総合管理計画の中で質問していきたいのは、先ほど、計画をつくるのに、民間委託ということを町長、答弁されたんですが、やはり民間委託しますと、民間ではマニュアル化になっていて、こういう計画はこういうふうな数字を入れれば、どこでも同じような結果が得られるような計画書ができるようになっているのです。だから、そうなりますと、実際、我が町の実情が反映されない計画になるおそれが十分出てきます。だから、有能な職員さんばかりおられるので、職員さんの力で何とか計画ができないかということ、1つは求めておきたいのと、この計画の中に1つ問題点があります。それは、市町村区域を超えた広域的な取り組みの検討が入っているんです。これは定住自立圏形成協定の圏域などということで、広域の取り組みですね。隣接する市町村を含む、広域的視野を持って計画を検討しなさいとあるんです。そうなりますと、市町村間の広域連携を一層進めていく観点から、各施設の各町の施設の統廃合を余計迫っていくことになり、例えば学校の統廃合が一層促進し、有田郡市が1つの地域と考えられて、この学校へ行きなさいよとか、そういう集約化のもとに、身近な住民サービスが切り捨てられていかないかというのが心配されています。ですから、この点はそういうことのないように、しっかり計画をつくっていただきたいというのが1つです。

それから、合併した自治体の過疎地域においては、人口減とか高齢化が急速に進んでいます。ですから、公共施設を建設した当初と比較して、環境が大きく変わっていますから、特に早急に総合管理計画を策定することが望ましいと書かれているんです。この点は私も同意できると思うのですが、そういう観点から、ぜひ指定管理している施設もありますし、休校や廃校舎のあり方も大きく問われてくるのではないかと思います。この点もしっかり作成する上で考えていただきたいことではありますが、いかがかと。

それから、整備に当たって、固定資産台帳の整備も必要だと言われています。担当課、その辺はわかりますか。後で御答弁いただきたいのですが、その点、どうかということ。それから、計画ができ上がったら、それを実施して行って、さっきの基金を使うということで答弁されましたが、そうなりますと、基金を積み立てていく目標額、これはどこまで設定されていかれるのか、その点を明らかに、試算を示してほしいなということです。

それから、もう1つ、計画に盛り込んでいただきたいのは、既にある建物で、特に古くなってきた建物は再生し、有効活用させる方法が必要になってくると思うのです。今、注目されているのは、リファインディング建築というのがあります。工期の短縮、コスト削減、それから耐震化、長寿命化、環境負荷低減などをして、社会的要請にも適応できるやり方ということではありますが、こういう建築の仕方も取り入れて、延命策ができないのかどうか。この点はいかがでしょうか。御答弁をいただきたいと思

ます。

それから、有害鳥獣対策ですが、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて、市町村は被害防止計画に基づく補償、防護柵の設置といった、鳥獣被害対策の実践的活動を担う、鳥獣被害対策実施隊を設置することができる。隊員は町長が町職員の中から指名したり、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる者、担い手が確保できない場合、他市町村の在住者を実施隊員に任命することができるとなっています。なった方については、狩猟税が2分の1に軽減されます。また、被害対策上の公務災害に対する補償も受けられます。継続して10年以上、狩猟の所持許可を受けていなくても、事業に対する、被害を防止するため、ライフル銃による鳥獣の捕獲を必要とする者として、ライフル銃の所持許可の対象にもなると。1年以内に実施隊員として銃を使用して対象獣の捕獲等に1回以上参加や、3年以内の銃刀法上の指示処分を受けていないのいずれかに該当すれば、銃刀法による猟銃所持許可の更新等の申請に際しても、技能講習が免除されるというふうな制度がありますので、こういう組織をつくれなのかということでもあります。

それから、鳥獣被害防止対策協議会のさらなる、一層の取り組みを強化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、1点目、公共施設総合整備計画については、委託はするんですけども、もちろん、町の重要な意見というのは、職員もいますので、それを全部取り入れていただけるような委託をしていきたいと思っています。

それから、34局については、実際、気になっていることは事実なんですけれども、余り区のほうから何でもという要望は今のところ上がってきていないので、もう一回、そこら辺も区の方と考えると、34局に若い子もいますので、どのぐらい使ってくれるのか、どのぐらい必要とするのかというのを、それも調査して進めていきたいなと思っています。

鳥獣被害については、本当に困っていると聞いています。特にシカ、サル、イノシシの被害に本当に困って、農業をするのが嫌になってくるという話もたびたび聞きますので、これはありとあらゆる手段についても、先ほどおっしゃったように、鉄砲で撃ちにいってくれる方についても、これからはしっかり考えて、できるだけ鳥獣被害が少なく済むように、やっていきたいなと思います。

ただ、このぐらいふえたら、個人的にはどうすることもできないということで、イノシシとかシカについては結構、山全体を防護柵で囲むという事業もあって、清水のほうでも沼地区は既に完成しています。北山についてもほとんど完成しております。そういう事業も取り入れることを含めながら、鳥獣対策については本当にこれから真

剣に考えていきたいなと思います。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

鳥獣被害対策実施隊につきまして説明させていただきます。

町では平成24年2月に有田川町鳥獣被害対策実施隊の設置要綱を設けておりまして、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のために、実施隊を設置しております。現在、隊員は83名でございまして、町長が委嘱しております。ほとんどの方々が猟友会のメンバーの方々でございます。

現在の活動状況としましては、一斉捕獲等を年間約23回、1回に大体10名程度の方が参加して、活動していただいております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

増谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど、質問の中に、固定資産の見直しということがありましたので、そのことにつきまして、現在、来年度をめどに行っております、財産台帳の見直しを行っております。それで対応していきたいと思っております。

先ほど、長のほうもお話があったわけですが、民間で大丈夫かというような話でございました。その辺につきましても、個々の公有財産、一つ一つの洗い出しということからやっていきますので、通り一遍の何年から何年までの部分については終わりとか、そういうことではないという認識で僕らはおります。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷憲です。最後に質問させていただきます。

この総合管理計画については、計画をつくる時に、いろいろな関係者が集まって論議すると思うのですが、その中に住民代表とか、議会の代表が出て、議論に参加できる場を、ぜひつくっていただきたいと思うのですが、その点、御答弁をいただけますか。

それから、先ほど提案させていただいた内容については、ぜひ盛り込んでいただきたいなと思います。

有害対策ですが、有害対策の補助金で県費補助がなくなった事業がありますよね。これについて復活するよう、町長は県に対して言っておられるのかどうか、強固に働

きかけをしていただきたいのと、鳥獣被害防止計画、平成26年度から平成28年度の計画を見ますと、シシが年間700頭、シカで600頭、サルで170頭の捕獲目標なんですけれども、この目標自体がとった数からいいますと、超えてきているような状況になってきているわけですから、この計画ももっと見直す必要があるのではないかと、当面の課題として、捕獲をもっと住民の要望などに応えられるような、迅速性を持った捕獲体制はとれないのかということとあわせて、やはり抜本的に有害動物が出てこない、環境の垣根をつくる必要が、これからどうしても必要だと。長い目で見て、ぜひそういう形で取り組んでいけるように求めておきたいと思います。

国会の質問の中で、専門家が呼ばれて指摘しているのは、もうとるだけでは間に合わない、抜本的な対策を、境界をつくることをしないと解決しませんよと言っているわけですから、ぜひ、その点はそういう方向になるような取り組みを進めていただけるよう求めて私の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

総合管理計画でありますけれども、もちろん職員もたくさん入れてやりますので、それは万全にやっていきたいなと思います。

それから、鳥獣害、おっしゃるとおり、管理捕獲の頭数、県も決めて、それ以上にとってるのですけれども、まだ被害が多くなっているというのは、多分、今の管理捕獲の頭数では、もういけないのだと思います。もう少し、その枠をふやしてもらったり、住民からいろいろな情報があれば、今、10人の方が回ってくれておりまして、情報があれば、その10人の方に、その地域を特に早急に行かせてもらうと言うような体制もとっています。ただ、おっしゃるとおり、それだけで対応できるかということ、対応できない状況であって、これからももう少し抜本的に考えていかんと本当に大変なことになるという思いでありますので、これからも一生懸命にやっていきたいと思えます。

○議長（湊 正剛）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。2時30分より再開します。

~~~~~

休憩 14時18分

再開 14時30分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

一般質問を続けます。

○議長（湊 正剛）

続いて、10番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

来年4月から、子ども子育て支援新制度の本格的な実施に向け、条例制定も今議会でされます。新制度はこれまでの保育所、幼稚園の制度を大きく改変する改革であるにもかかわらず、よくわからないという不安の声が聞かれますし、中には保育制度が変えられようとしていることを知らないという方がたくさんおられます。

現在の保育は戦後の1947年に制定された学校教育法により、幼稚園は学校の一種とされ、3歳以上の幼児を保育するものとされました。同年、児童福祉法が制定され、保育所は児童福祉施設の種類とされ、乳幼児を保育するものとされました。児童福祉法は保育に欠ける子どもには市町村が保育の実施義務を負うことを定めました。共働き家庭や、ひとり親家庭がふえる中、保育に対する要求が拡大していますが、国は保育所不足対策として、公的保育の拡充を進めるのではなく、民間活力の利用や規制緩和で、それに対応しようとしています。新制度とはとても複雑な仕組みになっています。対象となる施設、事業の種類が大幅にふえ、これまで施設に出されていた補助金が利用料の補助として保護者に給付される仕組みになります。さらに、保育所以外は施設と利用者、保護者が契約を結ぶ仕組み、直接契約となり、保育の利用に対する市町村の責任が後退すると言われていています。

そこで、5点ばかり質問させていただきます。新しい制度に移行して、有田川町の保育はどんなふうになるのでしょうか。

そして、2つ目には、この議会で新制度に伴う3条例が提出されていますが、その中身は町の保育実態に沿っていますか。

3つ目には、条例では小規模保育のB型、C型については国の基準で研修を終了すれば、無資格者でも保育が可能などとしています。どんな施設、事業でも子どもの保育をひとしく保証するために、本来、全ての事業で保育者は保育士資格をとるべきではないでしょうか。そのところはどうかお考えになりますか。

4つ目には、事業計画には子育て世代から寄せられた要望、意見の反映が大切だと考えますが、どのような要望や意見が寄せられていますか。

5つ目には、保育料の設定は子育て世帯の経済的負担をふやすことのないように、今の水準を守ることを条例で定めておくことが大切ではないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、新しい制度に移行して、有田川町の保育は変わるのかという御質問でありますけれども、今回提出させていただいております条例によって、現在、行われている有田川町での保育は変わることはございません。新制度により新たに小規模等の保育事業が可能になることや、放課後児童健全育成事業においては、児童福祉法による条項が新設されたため、町で運営基準等を条例で定めることとなったための制定でございます。

また、御質問の条例の中身が町の実態に沿っているのかという御質問でありますけれども、放課後児童健全育成事業については、本町の実態に即したものであり、今回、国で示された基準についても本町では既に対応している部分もあり、十分に実態に沿ったものであると認識しております。

また、保育士の資格を有さない者でも保育ができることへの考え方に対する御質問でありますけれども、これは家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育者について、町長が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると、町長が認めた者となっておりますので、保育技能等については問題ないと考えております。

次に、子ども・子育て事業計画に係るニーズ調査時の要望、意見については多岐にわたっており、特筆に値する集中した強い要望や意見は特にありませんでしたが、これによって多種多様な要望を保護者の方は持つておられるものと再認識したところであります。ニーズの多様化はそれだけ成熟した保育行政であるということとともに、多くの違う価値観を保護者の方がお持ちだと分析しております。多くの方々の多様な要望にできるだけ応えていくべく、努力を重ねていきたいと考えております。

最後に、保育料の設定についてでありますけれども、現在、有田川町保育料徴収条例の第3条により、保育料の額は町長が規則で定めることとなっております。保育料の経済的な負担については、本町の保育料は国基準や近隣市町と比べてもかなり低い設定となっており、住民負担をより少なくするための努力を行っているところであります。保育料を条例で定めることについては、国の動向として、保育施設利用料として設定するとの考え方が示されておりますけれども、新制度の保育料基準が定まっていないことや、計算方法変更がありますが、現時点では国が明確に示していないことも含め、今後の国の指示等により、町としての対応を考えていきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

特に、有田川町の保育が変わることはないということでしたが、介護保険などのように、認定基準が定められていくということになっております。家庭の環境が大きく左右されることになり、親の仕事の都合や、育児休暇、また就職活動中の母親の子の保育などは1日保育とならないというようなことも、不安として出ていますが、このことについてはどうなりますか。

また、資格を持っていない人でも保育ができることについては、特に乳幼児にかかわる保育では、安全や安心な保育をする上で、保育士を志し、短大や4年制大学に入り、資格をとり、専門的な知識を持って保育をすることが重要なことであると考えます。先ほど、資格と同等以上の知識を持ったと言われましたが、やはり2年、4年勉強することと同じような知識を持ったということは、ちょっと考えにくいことではないかなというふうに思います。どんな施設や事業でも、子どもの保育をひとしく保証するために、本来全ての事業で保育者は保育士の資格をとるべきではないかと思いますが、このことについてどう思われますか。

そして、また、保育料については、町長が規則で定めてくださっていて、今のところは国基準や他町よりも、かなり利用料を低くしてくださっているということは、もちろんわかっています。その上で、やはりこの条例が出てきましたが、その中で保育料が定められていない、確定されていないということが、大変皆さんが不安がっている中身だと思えます。

新制度が始まって、いろいろな施設、事業が複雑になり、保育料も今の水準を守ると言われていませぬけれども、まだ決まっていない、来年4月から実施されますが、保護者が混乱を来しているのではないかなというふうに思います。そんな状況のもとで児童福祉法24条の1項に基づき、保育所、公立、私立も含めて、町の保育実施責任のもとで、大切なまちの宝である子どもの保育であるという認識を貫いていただきたいなというふうに思います。今のことについて担当部長から御答弁をお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

お示しのとおり、大変ややこしい制度だというふうには認識しております。でも、今回の基本的なところにつきましては、小規模なもの、ゼロ歳から2歳までの待機児童対策というのが主な柱でございます。ですから、家庭的保育というのは、育児ママ、要するに家で5人以下の子どもたちを見るというもの、これも待機児童型でございます。小規模保育についても待機児童型でございますし、事業者というふうなところとする保育も、現在、事業主のところ当たる方だけですが、一般にもっと広げて、民間で見てくれというふうな制度でございます。訪問型も同じような制度でございます。

ゆえに、我が町のところでは待機児童というのは、今のところはないような状況にしておりますので、そこら辺も公立保育所としてできるだけ待機児童のないように頑張っていきたいというふうに考えております。

なお、今回の新しい保育施設、施設型、地域型保育給付という事業なんですけれども、これについては町がまずは認可しないといけないというところがございます。ですから、これをやりたいという方が出てきた場合は、うちは徹底的に審査させていただきまして、うちの基準に基づいて、町が認可するという形になります。当然、御指摘のとおり、保育士につきましても、こういう人を保育士にするというふうなところの申請が上がってまいりますので、やはり経験が豊富、もしくは保育士免許がある等々を勘案した上で慎重に認可していききたいというふうに考えております。やはり、御指摘のとおり、乳幼児でございます。ゼロから2歳児というところの保育システムでございますので、やはり1人で3人までというふうな形にはなっておりますけれども、本町の公立の場合はそれ以上の保育士を配して、安全、安心に努めておるところでございます。それも含めて、家庭的保育もできるだけ指導を強めて、もし出てきた場合は安全、安心ができる施設のみ認可させていただきたいというふうに考えております。

ただ、国の基準といたしましては、保育士資格がなくても町が定める研修を受け、それで経験豊富な者だったらいけるといいうふうに、国の規定ではなっております。それを参酌した上で、町条例を策定しなければならないというふうになっております関係上、うちはこの条例を策定して、提出させていただいておるところでございます。御指摘のことを十分理解はしておりますので、今後とも安心、安全のできる保育システムを構築していききたいというふうに考えております。資格についてはそういうことでございます。

それと、保育料についてなんですが、これは御指摘のとおり、介護保険制度と大変よく似た制度でございまして、保育料というところから使用料というふうな形になります。今は仮算定というふうなものが示されておるだけでございます。その中で仮に幾らぐらいですよということは言えるにしても、本算定にはまだ時間がかかります。平成27年4月からというふうになっておりますが、なるべく早く国のほうも水準を決めていただきたいというふうには考えておりますが、議員が御指摘のとおり、当町といたしましては、国基準、また近隣市町以下の金額で、低廉な金額で保育しやすいようにということに努めております。これも国基準以下で、やはり新しいところも、今の町の水準をベースに考えていききたいというふうに思っております。イコール、他市町よりは安い、国の基準よりは安いということになります。ですから、ドラスティックな変化、高騰というふうなことは全く考えておりません。やはり子どもを大事にする町の姿勢というふうなことからいたしますと、低廉で安心、安全な保育に努めていききたいというふうに考えております。

ということで、保育料に対する不安があろうかとは存じます。それは国が示されていないから、町もなかなか示しにくいということも御理解ください。ただ、約束できるのは、現在の水準というのをなるべくキープして、ある程度の部分は仕方ないといったしましても、できるだけ低廉に、安心、安全というのをキープできればというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（湊 正剛）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

誠実な、ある程度というところがついておりますが、保育料は今の水準を下げないということで認識させていただきたいというふうに思います。

あとはこの条例なんですけれども、先ほど言われたように、町長が認定した資格ということですが、やはり条例を定めて、そういうことを約束していただけるのであれば、その条例の部分でいうと、国からおりてきた部分をそのまま使うのではなく、その部分は変えなければならないのではないかと思います。そのことについて、いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

保育料につきましては、現在、規則で定めております。それにつきましても、先ほど来申し上げていますように、国基準を下回ったもので設定しております。ですから、今のところ、現在の水準を維持していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（湊 正剛）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

以上、一般質問を終わります。

お諮りします。日程第2、議案第115号及び日程第3、議案第116号を一括議題としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第115号及び日程第3、議案第116号を一括議題とします。

……………日程第2 議案第115号及び日程第3、議案第116号……………

○議長（湊 正剛）

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、追加上程させていただきました議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第115号は、有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてであります。有田川町大字下津野地内に水処理施設の増設を行うに当たり、日本下水道事業団と協定を締結することとなりました。協定金額は8億7,500万円、協定の相手は日本下水道事業団代表者、理事長、谷戸善彦氏であります。

この協定は工事に関する協定のため、工事請負費と同様の性質を有しており、本協定を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第116号は、平成26年度平成26年災第2号町道田口千葉山線道路災害復旧工事の請負契約についてであります。平成26年11月27日、13業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町大字角132番地、株式会社林造園石材、代表取締役、林正典氏が8,262万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で追加議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湊 正剛）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。日程第2、議案第115号及び日程第3、議案第116号は提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会します。

この後、4階第1会議室において、全員協議会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

延会 14時52分